

日月送受號雷先會議合		欄號省生厚	
第		第	
號	受	月	公
送	號	月	179
月	月	日	24 91 16
日	日		

審終

案起昭和二四年九月十六日受付課

判決月日合校

行施月日號

へ送る月日

大臣

主査

諮詢長了事

事務官

公衆衛生局長

消防課長

社会局長

保健課長

政務次官

案

3

第	議先番號受送日	第	號受送日月日	第	號受送日月日
記	農林事務次官 城 本縣農業災害復旧対策等の問 すの請願について	標記の件に關し、貴省より、本省主管事項 について問合せがあつたにか正記通り回答する。	農林事務次官 城 本縣農業災害復旧対策等の問 すの請願について	標記の件に關し、貴省より、本省主管事項 について問合せがあつたにか正記通り回答する。	

国立公文書館 National Archives of Japan

一、在急材策中 第二、衛生關係について

(近々軍機不_可)

防護用

(一) 自動車等の輸配に關するは、現在努力中
ついては、先づ就業者等の調査
三十一年三月三十日には四百の輸配と引いてある。
之を以て、全國範囲で実行せらる。

二、在急材策中 第四、財務關係について

厚 生 省

(一) 四九災害被助賄運営費額の開録補助へ

(二) 現仕事費運営費用用件都道府縣の

貢相と實費額の二、厚生省としては毎年予算要不

の特例を定め、その補助金を計上して、現仕事

とニテ、そく実現に極めて困難である。元に多大の

ハマ撤置として、昨年六月九北陸震災以後、非常災害

誕生に伴ひ、都道府県心懇救助費用が多額の場合、
その國庫補助中に天害救助隊運営並賃料正徳也已補
助して、事務費 二万線に沿ひ、黄縣 ハイナン颱風災害につても、
その実現を因るよう努力中ひある。

二件間言は農林大臣より一括して請提出了

厚
省

参考

内閣参五請第四八一號

昭和二四年六月九日

農林大臣 殿

内閣總理大臣

別紙參議院議決

茨城縣の農業災害復旧対策等に関する請願

右貴省(廳)主管の件につき、書類を回付する。

追て、昭和二十二年内閣閣乙第四七号を参照されたい。

内閣文庫
農林省

紹介議員 柴田政次

茨城縣の農業災害復旧対策等に関する請願

請願者 茨城縣水戸市
茨城縣議會議長
菊田七平

請願書

本縣は夏に八月の水害及び病虫害等、打続く天災に遭遇し、その都度対策に専心しある折
柄、今又豪雨を伴ふアイオシ颶風の襲來するあり、爲に縣下一円の農作物に及ぼす被害甚
大にして、且つ大小河川の氾濫による道路・橋梁・耕地及び家屋の浸水・埋没・流出・破
損倒壊等、稀有の大風水害を齎らす、至つた。

この結果當面の問題として供出数量の割當補正を始め、各種應急、復旧、恒久対策実現に
要する費用については國に於て特に助成の方途を講ぜられんことを茲に請願する。

昭和二十三年九月二十四日

茨城縣會議長 菊田七平

參議院議長 松平恒雄 殿

急 應 対 策

六

農林關係

(一) 供出・数量の割当補正をせられたい。

今回の水害によつて被害を受けた木・陸稻・甘藷及び雑穀については前回(八月)の水害と共に実施調査の上供出割当の補正を行われたい。

なお罹災農家としては十日間の飯用として期待した早馬糀が大減收を来たし困窮するから十月分一〇・二六三石(一人一日勞務加配を含め四合・八五五ニ一人分)開拓罹災者に付しては、三七〇石(一人一日四合・ニ〇〇日分・四六三人)を更に復旧工事促進のための労務者に付し特に一人一日当り一合五勺の加配糀を夫々配給せられたい。

(二) 種子の拂下げをせられたい。

災害によつて被害甚しいため次年度に於て必要な種子を失つた向きに付する配給用として取り敢ず水稻分^ヒへいて四〇〇町歩分・ニ〇〇石の政府所有種子を拂下げられたい。

(三) 肥料の特配をせられたい。

災害によって被害甚しいため次年度に於て必要な種子を失つた向きに付する配給用として取り敢ず水稻分^ヒへいて四〇〇町歩分・ニ〇〇石の政府所有種子を拂下げられたい。

(四) 害素質 一六〇屯 反當ニ貫 二〇〇町歩分

被害各種作物について被害回復用代作擔付用等必要な肥料を左の通り特配せられたい。

(五) 家畜用飼料を特配せられたい。

(六) 飼料畠被害一三二町歩・減收六〇%以上のもの五二町八反歩にして減收見込青刈玉蜀黍九五・〇四貫を燕麦に換算すると四一・八一七貫である。現在農繁期にあり作業遂行に支障があるから特配を願いたい。

(七) 痞拓者に対し營農資金の融資を願いたい。

冬作の種苗肥料等生産資材の購入資金として反當ニ〇〇〇円の融資を速急に願いたい。(全減面積一一二町に対しニニ四万円也)

既設林道の災害箇所は極力短期間にこれが復旧工事を施行し林產物の搬出に支障なからしめたいから復旧所要の經費五五〇万円に対し高率な國庫助成を要望すると共に所要資材特にセメント約八〇トンの割当を願いたい。

七

(七) 罹災農家（同拓農家を含む）に対し衣料品等を配給せらるたい。

罹災農家及復田作業用として左の通り作業衣、地下足袋、寝具（毛布）を特配せられたい。

一般罹災農家

(1) 作業衣	一三六八着	流失、全半潰戸数四五戸一戸につき三着とする。
(2) 地下足袋	五〇〇〇足	復田作業に従事する者一人一足宛配給す。
同 拓 農 家		
(1) 作業衣	九二六着	罹災者四六三人に対し各二着宛配給する。
(2) 地下足袋	九二六足	同
(3) 寝具（毛布）	九二六枚	二足宛配給する。
計		
(1) 作業衣	二二九四着	(2) 地下足袋五九二六足
		(3) 毛布九二六枚

一枚宛配給する。

一枚宛配給する。

一枚宛配給する。

（一）衛生關係

進駐軍拂下自動車のタイヤーを特配せられたい。

本縣衛生部に医療防疫用として進駐軍拂下自動車ウーボンモセリアーニ台、コンマ

ンド一台現に保有しているが、既にタイヤー磨滅し破損甚しく、且下修理中であるが復旧の見込みが至難であるから左のとおり御配慮願いたい。

1. ウーボンモセリアーニ台分（スペア共） タイヤー 十本

2. コンマンド 一台分

五本

（二）水害防疫用自動車燃料を特配せられたい。

木害地防疫用自動車燃料を特配せられたい。

總走行距離

一三六三・二升

ガソリン

六〇九〇立

モビル

二〇〇立

三、運輸關係

（一）排水用石油を持配せられたい。

排水長期に涉る虞れある向きについて極力排水を行い農作物の被害度軽減を図るに必要な石油を左により特配願いたい。

水害面積

二七〇〇〇町

要排水面積

五〇〇町

排水可能面積

四〇〇町

内電動機によるもの 一〇〇町

④石油発動機によるもの 三〇〇町

三〇〇町歩に要する石油折り量一一〇〇立反当四立とする

災害対策用自動車燃料を特配せられたい

水害に際し被害状況調査、現地応急対策及種子輸送等に要する自動車用左記燃料を特配せられたい

總走行距離 四五〇〇糠

ガソリン

一二〇〇立

モビール

二四〇立

災害対策用自動車タイマー・チューブを特配せられたい

タイマー

二〇本

チューブ

二〇本

財務関係

(一) 緊急救助に要する経費を次のように助成せられたい

水防費用に対し精算額の二分の一の國庫補助をせられたい

(二) 災害救助隊運営に要する費用に対し精算額の二分の一の國庫補助をせられたい

災害土地に対し地租の免除をせられたい

昭和二十二年九月以来、水害、旱害、病虫害等引続く灾害により罹災者に対し特に地租の免除を願いたい

復旧対策

一 農林関係

(一) 今次水害の広汎なるに鑑み、船泊施設復旧費に対し地方財政の極度の疲弊より見て最大限の國庫補助をせうがたい

(二) 罹災漁業家の施設の復旧及び漁業用資材購入資金を低利をもつて政府より貸付をせられたい

(八) 罷火公共施設並びに漁船、漁網、綱等の復旧資材を特配せられたい。
一一

漁 船 一五隻 二三八・九頃 六三〇万円

漁 網

縄揚縄網三枚

三六〇〇万円

(二) 糸園改植及補植用糸苗購入に付する助成をせられたい。

被害糸園一六二町七反歩の中改植を要するもの三九町五反歩、補植を要するもの八六町歩の所要糸苗五六七。〇〇。本の購入費二、五五一、五〇〇円に対し相当額の助成を願いたい。

(三) 新生崩壊地の復旧並びに既設工事の災害復旧は昭和二十一年水害による復旧計画ヒ供一

行し実施したいから、これに伴う経費約六八〇万円に対する國庫助成の増額と所要資材の割当増加を願いたい。

(四) 農業共済保険の保険金假渡資金を融通せられたい。

木・陸稻及び蚕苗の被害農家に対し支拂共済金假渡をする必要があるが、縣共済保険組合に保険金假渡の資金の用意がないから迅速な方法により低利資金融通を図られたい。

(五) 農業共済保険金假渡の利息を補給せられたい。

(六) 農業共済金の支拂に至る迄の「つなぎ資金」として帳面を返す為政府よりの再保険金受領に至る期間の低利融通資金の利子補給・國庫において助成の途を講ぜられたい。

再保険金支拂の迅速化を図られたい。

各種共済の損害評価通り次第再保険金の請求をするが、これが支拂については、迅速な方法をとられたい。

(七) 開拓の被害につけては次のようにせられたい。

1. 建物流失・倒瀬に対する建築資材の配給を願いたい。

一戸当たり素材三〇石、釘一〇匁、ガラス一箱、セメント一袋、

流失・倒瀬家屋九一戸分、素材二七三〇石、釘九一〇匁、ガラス九一箱、セメント九

一袋、

外に補修材料八四戸分へ用材一二六〇石、釘四ニ〇匁、ガラス八四箱、セメント一七五袋、袋

合計 素材三九九〇石、釘一三三〇匁、ガラス一七五箱、セメント一七五袋

2. 排水工事及トラクター再塗用油類配給を願いたい(大八洲)

ポンプ排水により延一五〇時間

石油一・五・立・モビール一・口・立・ガソリン八・立・トラクターによる再整（荒
起碎土）延八・町歩所要量 石油四・八・立・モビール四・八・立・シリンドー六四
・立

耕地の復旧に次の處置を講ぜられたい。

(イ) 今次水害復旧に要する費用については高率（九割）の國庫補助と補助金一億三千
五百円の豫算化を速々に講ぜられたい。

(ロ) 排水に要する電力の荷配並びに之が電力料金の軽減の途を講ぜられたい。
排水面積 三千町歩 これに要する石油五・立

(ハ) 復旧に要する資材を特配されたい。
セメント三・〇・七、鉄綱五・七、木材一二・〇・石、油類三・〇・七口り
ットル、電線一・〇・七、トランスニ・台、ベルト三・〇・呪

(ニ) 復旧に要する費用については融資の途を講ぜられたい。

教育施設に対し ガラス、セメント等の配給をせられたい。
ガラス一・〇・箱、セメント八・七、釘五七、亜鉛鉄板二・七

二 教育關係

教育施設に対し ガラス、セメント等の配給をせられたい。

ガラス一・〇・箱、セメント八・七、釘五七、亜鉛鉄板二・七

三 建設關係

(一) 土木關係の施設については、昭和二十二年九月以来の水害に引続いての災害により、
その損害甚大なものがあり、堤防、護岸、道路、橋梁の破損、流失の復旧に約五億円
を要する見込につき（本年度内に大半復旧可能）助成せられたい。なお、本復旧に要
する左の主要資材の配当を頼みたい。

昭和二十三年度災害復旧工事資材需要量（河港開保）

品名	需 求 量 工事用	本 復 旧 工 事 用	計
木 セ メ ン ト 材	三・二五・石	一・〇・一・七五・石	一・〇・五・〇・〇・石
鋼 材	六七	三・四六・七	三・四六・七
鉄鋼二次製品	一・〇・七	一一・四七	一一・七
ガソリン	一六・〇・〇・立	一・〇・六・五・〇・立	一・二・五・〇・立
モビール	一六・〇	一・〇・四・〇・立	一・二・〇・立

(二) 応急復旧建築資材を次の如く特配せられたい。（住宅關係）

木材一・三・〇・〇・石、釘七七、硝子二・五・箱、セメント八・七、

五

恒久対策

六

一 土木関係

(1) 治山・治水・利水については一元的な國家行政機構の整備と総合的な國土計画の急速な樹立実施を計るため建設省に關係部門を吸収されたい。

(2) 災害防除に対する國家的組織を確立して、通信・連絡・其の他災害防除の人的、物的施設を整備充実させたうへ特に無線電信の設備、水防法の設定、人件費、備蓄資材の配当)

(3) 他府県に開連のある河川の水害情報、治水利水対策について水系別協議會を設置し民主的な審議をなすと共に之が実現を強力に推進せらるたい。

(4) 災害復旧費、治山治水、利水事業費は公共事業費の枠外ヒし、資材、資金を優先的に確保配当せらるたい。

(5) 災害復興は勿論、治山・治水・利水事業に対する地方債をも優先承認せられたい、治水公債を発行されたい。

(6) 国係府県において水源地の保全涵養即ち、渓流・山腹・砂防の完璧を期すると共に

五
〇

植林を行い、土砂の流出を禁止されたい。

(7) (8) 河川法を改正し治水・利水・交通並びに農林關係の一元的且強力なる行政執行の法的根據を確立されたい。

二 治水関係

(9) 連年の出水大鑑み利根川水系・治水・利水の根本五ヶ年計画の急速な樹立と実施をすること(水源工事、増補分流、流水工事、底水工事を含む)

(10) 右基本対策の樹立に当つては自然の流れに即応し洪水に対する危険負担を公平にすること、即ち、

(11) 江戸川河中の大抜張と放水能力の拡大
(12) 放水路の急速実施

(13) 霧ヶ浦放水路の急速完成

(14) 上昇しつゝある河床を掘鑿し下流域内低地の埋立

(15) 那珂川水系 小貝川、鬼怒川、久慈川水系 河川國直轄改修の促進

(16) 中小河川改修促進(昭和二十四年度新規事業として東北連川及び小野川を追加助成せられたい)

(7) 中小河川水源の涵養並びに渓流砂防工事の急施
(8) 省線・鉄道橋抜取工事については全般運輸省負担に於て急速に実施し災害の原因を除去されたい。

道路関係

- (1) 六号国道の改良促進並びに舗装の実施。
(2) 地方幹線道路冠水箇所の改修
(3) 三大橋梁（海門橋・川島橋・下河原橋）の永久構造化について昭和二十四年度より高率の國庫補助と資材の配当をされたい。
(4) 游港・船溜工事の復旧及び修築について充分な國庫補助資材の配当をされると共に優先的に地方債の承認をされたい。

二 農林関係

応急救助に要する飯糰の備蓄について特に考慮せられたい。

(1) 上流域における造林並びに治山事業の促進を図らねたい。上流地域の山林の荒廃如何は直ちに本縣に至大の影響があるので利根、那珂、久慈各河川の上流である群馬、

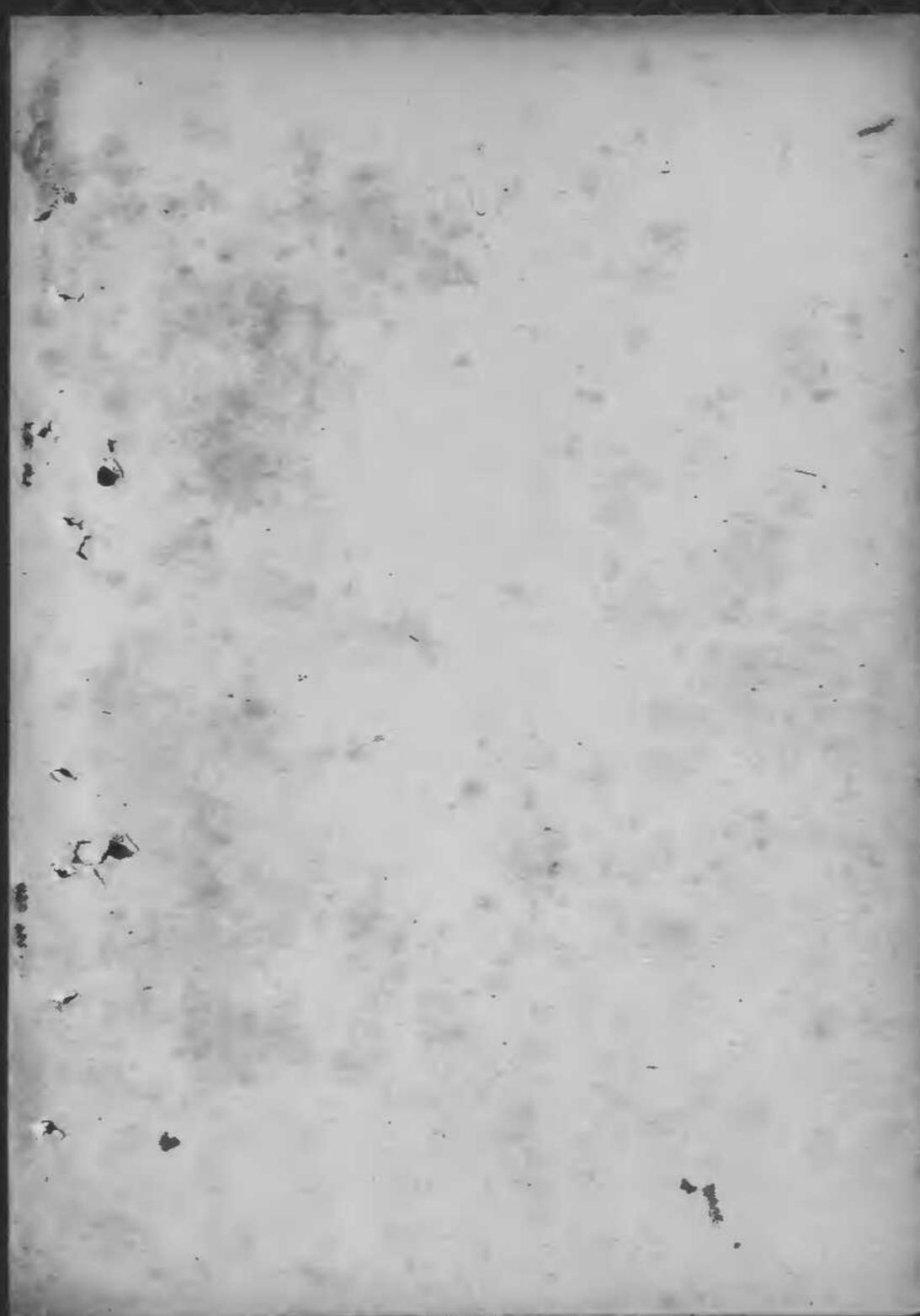
新木、福島、各県の造林並びに治山事業に対し國は積極的に促進の途を講ぜられたい。

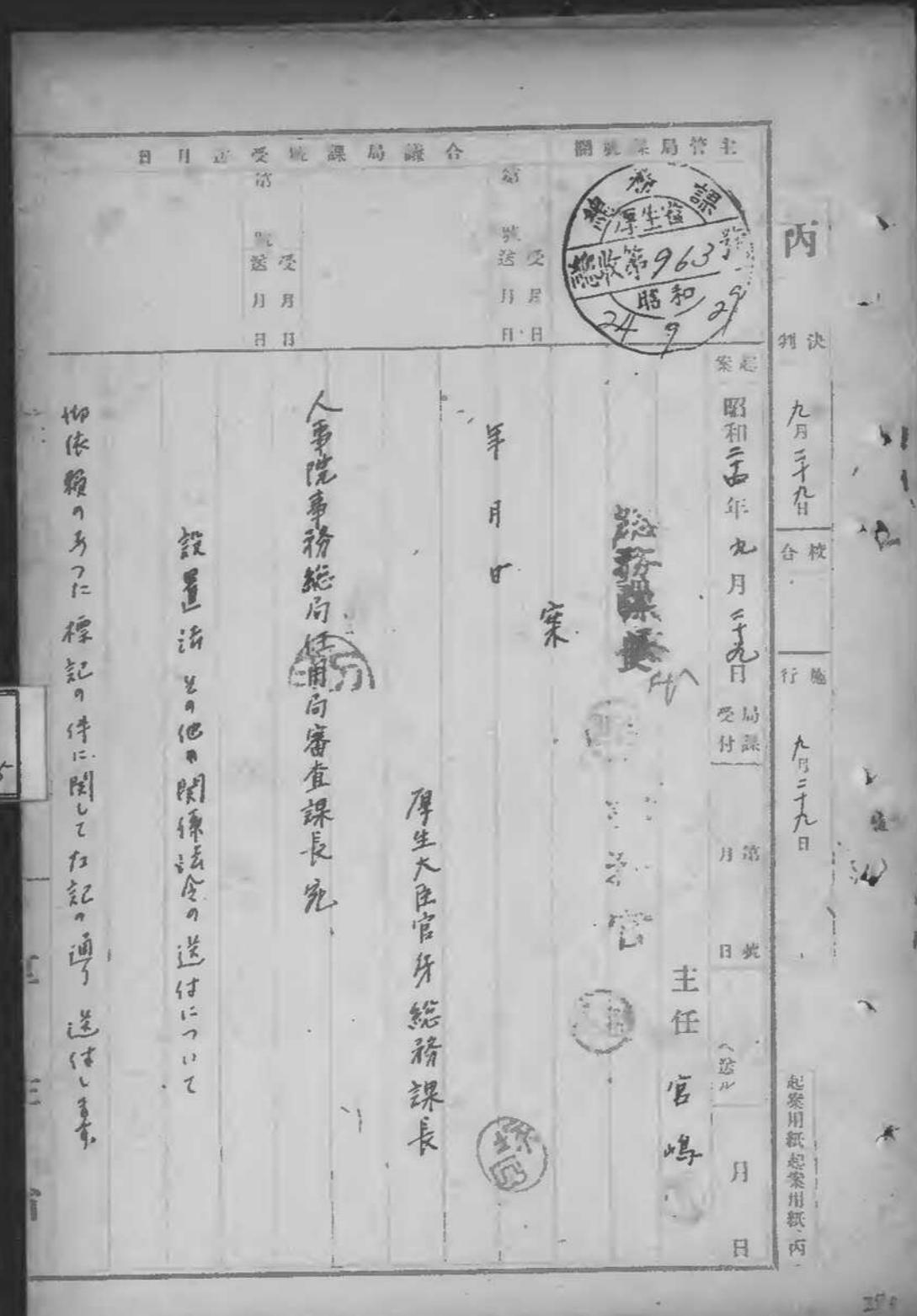
(2) 保安林の整備強化を図られたい。
灾害に密接な影響を及ぼす森林の保安と造成を図るため保安林制度の強化とこれが整備拡充を図られたい。ついでこれに要する経費に対し國は大巾の予算の増額をされたい。

(3) 1. 排水溝の設置に要する資材の配給をせられたい（岡郷）

2. 飛行場一〇〇町歩の湛水地帯に対する延一〇糸の排水溝を設置する計画であるから速かに配給を願いたい。

3. 堤防工事の促進をせられたい。（大八洲）
宮生沼干涸地の堤防未完成のため年々帶水し作物は全滅するばかりであるから急速工事の促進を願いたい。





六、設置法 三却

原生省の内部の内閣内閣組織等と空氣有令

二、組織規程 三却

三、外内役直法及び組織規程 印刷物なし

四、委員会設置根拠法規 各省には委員会なし

五、審議会、調査会、協議会令等 任記 179 印刷物なし

厚生省

其他関係法令（印刷物なし）

（参考）運送手数料額少しおほいは印刷物なしにめ）

栄養士試験審議会令
医師国家試験予備試験委員会令
医師実地修練審議会令
歯科医師実地修練審議会令
社会保険診療協議会令
社会保険審議報酬算定協議会令
社会保険

人事院 科務課

内閣府 事務局

任審発第ノ487号

昭和 24年9月12日

厚生大臣官房総務課長



人事院事務局任用局審査課長

設置法其の他の関係法令送付について（依頼）

标记の件については、7月18日付任審発第98
2号を以て、設置法其の他の関係法令送付方を依頼し
たのですが、未だに送付していただけないので事務
処理上非常に不便を感じている現状でありますから
益だ迷惑に存じますが、下記法令各部宛至急御送
付下さるよう、改めてお願い致します。専印刷物の
ない場合にはその旨御回答願います。

記

- 1 設置法
- 2 組織規程
- 3 外部設置法及び組織規程
- 外委員会設置 檢査法

裏面白紙

上審議会，調査会，協議会分等
と其の他開保法会

裏面白紙

別表8

機械所と木炭精油工場の關係

* 摺精所 2人 2月木 金運取給公司
摺油工場 2人 3月木 金運取給公司

	機 械 所	精 油 工 場	米 糠 工 場	總 計
北海道	0.9	334	433	5
青森県	2.5	126	301	1
岩手県	3.0	110	140	2
宮城県	4.9	224	293	1
秋田県	4.8	0	48	3
山形県	1.6	163	229	3
福島県	2.1	205	346	2
茨城県	8.0	117	497	8
栃木県	9.2	166	238	2
群馬県	2.5	6	31	1
埼玉県	5.2	298	355	3
千葉県	10.5	126	292	1
東京都	19.0	0	190	4
神奈川県	2.6	34	110	2
新潟県	2.45	155	400	14
富山県	8.5	152	237	1
石川県	2	0	2	5
福井県	1	88	159	2
山梨県	2.0	12	32	1
長野県	6.7	111	328	5
岐阜県	8.5	123	273	2
愛知県	10.0	130	120	2
三重県	2.6	2	56	2
滋賀県	1.9	0	17	2
京都府	3.9	40	39	1
大阪府	10.2	123	282	2
兵庫県	10.1	2	103	1
奈良県	1.47	0	147	3
和歌山県	2	1	3	1
熊本県	5.4	143	107	1
大分県	3	4	7	2
宮崎県	2.3	209	280	1
鹿児島県	4.8	300	343	3
沖縄県	8.8	322	410	1
福島県	3.0	168	198	4
宮城県	5.2	34	91	1
岩手県	2.4	162	186	2
山形県	3.1	2	33	1
秋田県	3	0	3	5
青森県	3	0	3	1
北海道	1.26	212	343	5
佐賀県	3.3	44	27	1
長崎県	2.2	115	132	1
熊本県	4.2	28	147	1
大分県	2.1	255	226	2
宮崎県	3.3	43	26	1
鹿児島県	2.4	345	369	1
沖縄県	2.843	6092	8925	108
總計				108

表表 7

被削米糠粕事情 (自23年4月至24年3月)

(単位 斤)

令	貯蔵公団米糠粕生品	搬出重量	0/1%	平均強度	腐敗度	(E)		(F)		F/E %
						生産量	搬出数量	公西收量	收量	
北	23年4月	105.2	26	202.0	146.4	86.	86	14.2	12.1	
青	23年5月	107.1	13	18.0	62	2	2	1.9	2	
宮	23年6月	91.5	64	60.35	92.2	56	56	6.1	6.1	
秋	23年7月	220.6	23	11.25	155.7	11.9	11.9	1.42	1.42	
山	23年8月	25.0	14	1.45.0	10.3	1.4	1.4	1.2	1.2	
稻	23年9月	103.7	80	2.5765	1.502	11.4	11.4	1.33	1.33	
不	23年10月	109.4	64	2.65.5	2.31.2	16.0	16.0	1.99	1.99	
乃	23年11月	108.8	72	2.02.5	1.72.0	12.1	12.1	1.24	1.24	
齊	23年12月	97.2	94	2.25.0	2.82.0	6.2	6.2	1.2	1.2	
三	23年1月	24.0	26	3.10.5	2.38.8	1.58	1.58	1.69	1.69	
東	23年2月	31.26	92	6.21.0	2.82.5	2.85	2.85	3.66	3.66	
京	23年3月	80.0	97	13.29.0	8.18.1	2.50	2.50	2.9	2.9	
川	23年4月	28.35	90	3.23.5	2.88.0	1.99	1.99	2.07	2.07	
新	23年5月	106.6	21	9.82.5	1.52.5	10.9	10.9	8.7	8.7	
富	23年6月	110.3	59	3.32.5	10.48.	2.2	2.2	
山	23年7月	111.2	28	3.19.5	11.3.9	8.4	8.4	9.4	9.4	
井	23年8月	69.9	69	1.20.5	2.90	2.1	2.1	1.9	1.9	
製	23年9月	45.0	25	9.00	..	8.02	8.02	2.5	2.5	
原	23年10月	12.1	44	8.22.5	8.08.	5.3	5.3	5.6	5.6	
岐	23年11月	14.6	23	1.21.5	1.05.1	6.1	6.1	6.1	6.1	
那	23年12月	12.9	28	5.26.0	1.96.6	1.61	1.61	1.78	1.78	
愛	23年1月	43.24	25	2.73.0	3.50.0	3.68	3.68	3.69	3.69	
三	23年2月	1.73	16	9.00	1.10.3	2.0	2.0	2.0	2.0	
滋	23年3月	25.4	30	1.89.0	8.9	9.2	9.2	5.8	5.8	
東	23年4月	19.27	65	3.02.5	1.93.4	1.26	1.26	1.31	1.31	
大	23年5月	52.86	83	4.15.0	5.66.2	4.77	4.77	4.77	4.77	
人	23年6月	39.27	94	2.62.5	3.87.6	3.71	3.71	3.71	3.71	
天	23年7月	57.2	52	41.65	3.33.9	3.6	3.6	3.9	3.9	
系	23年8月	66.9	22	6.25	10.6	6.5	6.5	6.6	6.6	
和	23年9月	40.5	56	1.00.5	2.84	1.4	1.4	1.7	1.7	
島	23年10月	60.2	55	4.95	5.45	3.2	3.2	3.2	3.2	
根	23年11月	1.08	82	2.36.5	1.46.3	1.91	1.91	2.08	2.08	
國	23年12月	1.08.8	82	2.88.0	1.55.6	1.20	1.20	1.20	1.20	
之	23年1月	1.02.2	93	4.00.5	2.76	1.2	1.2	1.3	1.3	
山	23年2月	1.21.5	62	1.21.5	1.21.5	1.20	1.20	1.20	1.20	
尾	23年3月	61.0	92	1.22.5	1.33.6	3.5	3.5	3.5	3.5	
香	23年4月	61.5	83	1.86.5	1.73.3	3.2	3.2	3.3	3.3	
發	23年5月	57.2	69	3.06.0	1.65	2.3	2.3	2.8	2.8	
南	23年6月	38.6	53	6.30	2.75	1.9	1.9	1.9	1.9	
福	23年7月	52.23	82	6.76.5	4.77.6	3.41	3.41	3.40	3.40	
佐	23年8月	61.2	34	1.72.5	5.86	4.5	4.5	4.5	4.5	
良	23年9月	65	20.45	8.13	2.3	2.3	2.3	2.3	2.3	
國	23年10月	23.42	53	3.45.0	9.56	2.5	2.5	2.5	2.5	
熊	23年11月	80.3	79	2.83.5	2.2	5.0	5.0	5.0	5.0	
大	23年12月	21.2	17	1.25.0	1.92	1.1	1.1	1.1	1.1	
管	23年1月	82.0	61	9.00	2.54	4.5	4.5	4.5	4.5	
處	23年2月	154.05	71	1.54.05	20.891	5.937	5.937	5.929	5.929	
總	計	106.02.5	2569.7							

* (G) 1月度貯蔵公団米糠粕

(G) 1月度貯蔵公団米糠粕 (24年1月度)

別表 10

単位(石)

昭和二十三年度產地別品種別魚油の量状況

24. 4 油煙配給公団水産油脂課調査

	姫油	鰐油	鮫油	鯛油	油煙油	小分油	雜魚油	鮪鮓油	粒肝	乾油混入	計
北海道	129	2315	795	41	448	1018	183	291	5	13	5238
青森	13	87	250	1	1	112	12	1	-	-	467
岩手	1	9	105	-	41	5	13	6	-	-	180
宮城	18	5	201	-	6	4	12	1	-	-	247
秋田	-	-	11	-	-	6	-	-	-	-	13
山形	1	-	4	-	-	-	-	1	-	-	6
福島	-	-	97	-	-	-	-	-	-	-	57
千葉	12	-	4	-	-	-	-	-	-	-	16
東京	3	4	1	-	-	-	4	-	-	-	11
神奈川	-	-	-	-	-	-	11	-	-	-	11
新潟	15	2	10	-	-	-	5	-	-	-	33
富山	-	-	1	-	-	1	-	-	-	-	2
石川	38	3	115	-	-	1	1	4	-	1	161
福井	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	5
愛知	5	-	-	-	-	-	-	-	-	-	1
京都	-	-	-	-	-	-	1	-	-	-	4
大阪	-	-	-	-	-	-	4	-	-	-	2
兵庫	-	-	2	-	-	-	-	-	-	-	1
鳥取	-	-	-	-	-	-	0	-	-	-	1
島根	-	-	4	-	-	-	-	-	-	-	4
高知	-	-	5	-	-	-	1	-	-	-	16
長崎	97	-	-	-	-	-	-	-	-	-	97
宮崎	1	-	-	-	-	-	-	-	-	-	1
總計	933	2425	1600	42	436	1140	233	264	5	13	6002

別表 9

北海道における魚油生産高及収穫高対比表
 (23年6月より)
 (24年3月まで)

単位 売

※ 生産高は北海道水産物検査所の調査
 収穫高は鴨糧配給公団の調査

魚油名 水 標 公 司	鰯油	鮭油	歯油	鮭油	小口油	細鮭油	鮭歯油	鮭油	鮭油	合計
	140,547.9	2524,032	971,419	54760.3	420,354	456,208.5	299,784	1395,076.5	148.5	6,905,192.5
	129,369.3	2315,284.4	194,732.1	223,715.6	1,018,436.4	446,077.5	291,133	1,149,308.5	-	6,368,066.8
比率	91%	92%	86%	41%	242%	98%	97%	82%	-	95%

経調第39入號ニ

昭和二十四年八月二十六日

中央経済調査廳次長

厚生事務次官 殿

油脂行政監査最終総合報告送付について
本年二月より六月に亘り実施した標記行政監査の報告書を別冊の通り
取纏のたゞう参考に資へられたい。

名手の文

油脂行政監査最終綜合報告

(昭二四・七・三一)

○実施期間　自昭和二十四年二月中旬、至今年六月

○

○対象行政機關

農林省、商工省(通産省)、油糧配給公團各級機本部

福岡県、宮城県、北海道、福島県、青森県、千葉県、長野県、

三重県、石川県、愛知県、大阪府、岡山県、山口県、長崎県、

鹿児島県、香川県各道県庁主務當局

右の外米糠に関する追加監査対象として、東京都、新潟県、

佐賀県、愛媛県各都県庁主務當局

○

○監査結果目次

○

○第一　総評

○

○第二　行政機構面

○

○第一　中央、地方へ指導監督機構につい

○

○第二　油糧配給公團につい

○

○第三　国内産油脂原料の生産、集荷、価格割当面

○

○第一　概況

○

○第二　概況

二

A. 生産計画について

1. 作付面積面
2. 脂料割当面

B. 供出面

1. 都道府県に対する農林省の供出割当状況
2. 都道府県における実績査定の状況

C. 供出及収買の状況

D. 還元油及還元粕制度の実施状況

三、大豆關係

A. 生産計画面

1. 供出割当について
2. 供出成績について

C. 還元油割度の実施状況

四、米糠關係

A. 柴油計画とその実績

B. 全量柴油の建前は實かれていない

C. 柴油工場設備について

D. 飼料改給公團の取扱面のオンブツク介入の不徹底

E. 還元油割度の実施状況

五、魚油關係

A. 生産計画面

B. 魚油生産量の把握状況

C. 魚油原料の計画的割当は全く行はれていない

D. 収買の状況

六、柄格面

A. なたね關係

B. 米糠關係

C. 魚油關係

D. 柴油工場に対する原料割当面

E. 原料割当基準について

F. 生産実態の把握状況

第四、輸入原料の取扱いがり

第一 総評

戰後國民食糧需給事情の全般的悪化に会し一時はおどろきの收拾の方途へ著かぬかに見えたこと周知の通り、然るにその後主として合衆国の好意に因り澱粉・蛋白質食品について逐次相当の計画的改善を見ることができるようになつたのであるが、就中最も需給の逼迫した食用油脂へ脂肪への正規供給量の回復は遅々と進まずかの二十三年三月一日附「國民食糧及び栄養対策審議会」の經濟安定本部總裁宛答申の「一人一日当一瓦擣取」には未だ及ばざること遙かに遠く、二十三年計画配給量は辛うじて都府居住者ニ瓦、農村居住者一瓦と云うみぢめな数量は止まらざると得ず、而も實際にはこの程度さえ満足には配給出来なかつた低迷した状態に在ることは洵に遺憾有事態と言はねばならぬ。石鹼其の他の工業用油脂についても亦同様に極めて窮屈な需給状態は追い込まれてゐること云うまでもない。

経本の經濟復興計画第三次案では、計画最終年度の油脂需要量を食糧用、工業用と併せ合計五六九、九七〇セント推計しこれが供給は先づ極力国内から仰ぐ建前で大豆、米糖、なたねの三大農産油脂原料五三、〇〇セントの計画集荷を想定しこれから輸出量、九六、〇〇セント、これに魚鱈油・鰐油は沿岸捕縫に依るもの、一、セントの他の雜貨源を加えて合計油脂量一一九、五〇〇セント見込んでいるの、どちらが、農林省が推算した國

- 一、原料割当面
- 二、生産実態の把握状況
- 三、製品の收買状況
- 四、工場登録制度の運営の合理化について
- 第五、油脂加工關係
- 第六、油脂加工關係
- 一、原料油脂の割当状況
- 二、生産実態の把握状況
- 第七、食用油及石鹼の配給面
- 一、食用油關係
- 二、石鹼關係
- A、家庭用石鹼について
- B、労務者用石鹼について
- 第八、改善意見
- 一、經濟安定本部關係
- 二、農林省關係
- 三、通産省關係
- 四、物価庁關係
- 五、油糧配給公司關係

内産油脂の二十三年度供給可能量は僅かに一、一二三屯に止まつて、いのには微すればこの油脂需給面の復興計画の達成には余程強力な思い切つた国内的施策が積極的に加えられるの、なれば到底覚束ないものと思料される。

このような油脂需給の現況との在るべきすがたに關する見透し事情とに照應し今次行政監査の重点指標としたところは要約して次の如し。

1. 油脂行政の重要性が行政実施面に於いて充分自己目的を貫徹しているが、
2. 戰後の國際收支見透しに応じ国内油脂資源の高度利用についこの措置は積極的であり適切であるか。

3. 油脂統制の業務運営へ現物のハンドリングは公正円滑に行はれていらるか。

監査の結果を概説すれば、

第一の点については率直に云つて前述のような極めて逼迫せる現在の需給状況に對処し遺憾なきを期する上に復興計画実現の前途に横たはる幾多の困難を想うときは尚更に洞に心細い感じを与える程度のものは過ぎない遺憾な状況に在る。

惟うに戦前の我國は満洲の大豆、朝鮮、樺太の魚油等殖民地移入油脂資源に極めて恵まれた環境にあって製品の輸出余力さえ持つていたと云うことの情勢の上に、今尚眼つゝいるところを云うべきであろうが、今やこの情勢は逆転し二十三年度の如く油脂、油脂原料の約八〇%を米国の援助資金により輸入しても尚且つ極度に逼迫した需給をしか示すまい。

し得ない憂しい情勢下に於て、これに正面から真剣に取り組むと云う氣魄ある行政態勢が殆ど出来こいないのである。即ち中央に於て、既に油脂行政施策の中心推進力となるべき機構が不明瞭な様に油脂行政機構は洞に弱体であり、業務は多數の部局に分散処理され、この間に統一がない、まして、地方段階での不統一無連絡は一層甚しい、中堅業者地方を通じ油脂行政施策の強力な推進体制は全く出来てないと云つて過言ではあるまい。

この事態は悪いて第二の問題たる国内油脂資源の開発利用施策の脆弱化を齎してゐる、即ち、

「豆たね」は表の犠牲となり、「大豆」は他の雜穀と共に粟などわき役として主食供出の調節的役割を演じさせられていふに過ぎず、「米穀」は飼料としての取扱いに寧ろ重点が置かれ、魚油の原料は計画的魚類分荷の対象にすら餘り上げられていない状況である。重要な国内油脂資源の積極的開拓、高度利用の施策は何れも未だ全く結について居ないと言つたら言い過ぎであろう。

第二の統制業務の運営、即ち現物のハンドリング面についこそ、第一の行政機構の分散的弱体との不統一が反映し施策にも未熟な点が多く、其の運営も適切を欠き、未だ多くの改善の余地を残した謂はば若流蒸地の感が深いたるに、殊に内産油脂、油脂原料を正規ルートに乗せる面に最も欠陥が多く、多量の統制こぼれを生じて居り、乏しい責重古質

源の取扱いぶりとしては余りにも極端判断を失してゐる感みが多い。但し輸入油脂原料は専する限り農林省の取扱いぶりは悪いの外良好で他の統制業務の模範とするに足る点も少くなく、この点は推奨に値するものがあるとすら言えようが。

第二、行政機構面

一、中央、地方の指導監督機構について

中央、地方を通じ油脂指導監督行政機構は多くの部局に分属し、その向の綜合統一性に欠けているため、寧ろ互に牽制し合つて行政能率を低下せしむる傾向が強い。例えば中央では農林省が油脂原料、油脂の生産及食用油脂を担当し、通産省は油脂加工面を担当することにされているのであって、例えば人造バターの例を見ると、原料中性油の生産割当は農林省、食用硬化油の生産割当は通産省製品のバター工場に対する製造割当は農林省となつてゐる類。而も特に分散の弊の著しいのは、農林省部内、農林省の油脂行政は正面直角的に之を見ると食糧庁食品部油脂課がこれと中枢的に担当しているようは見えるのであるが、業務の内容を仔細に検討すると油脂行政は最も重要な部面が他の部局に分属しているのである。即ち、

大豆は食糧庁食糧部、魚油は水産庁、米糠は畜産局、奶油は蚕糸局で取扱つて居り、

し得ない厳しい情勢下に於て、これに正面から真剣に取り組むと云う気魄ある行政態勢が殆ど出来てないのである。即ち中央に於て、既に油脂行政施策の中心推進力となるべき機構が不明瞭な様に油脂行政機構は洵に弱体であり、業務は多數の部局に分散処理され、この間に統一がない、まして、地方段階での不統一無連絡は一層甚しい。中堅、地方を通じ油脂行政施策の強力な推進体制は全く出来てないと云つて過言ではあるまい。

この事態は悪いで第二の問題たる国内油脂資源の開発利用施策の脆弱化を愈々してい

る、即ち、

「左たね」は麦の犠牲となり、「大豆」は他の雜穀と共に單なるわき役として主食供出の調節的役割を演じさせていたるに過ぎず、「米糠」は飼料としての取扱いに寧ろ重点が置かれ、魚油の原料は計画的魚類分荷の対象にはならぬり上げられていない状況である。重要な国内油脂資源の積極的開発、高度利用の施策は何れも未だ全く結について居ないと言つたら言い過ぎであるか。

第二の統制業務の運営、即ち現物のハンドリング面についても、第一の行政機構の分散的弱体との不統一が反映し施策にも未熟な点が多く、其の運営も適切に欠き、未だ多くの改善の余地を残した謂はば荒蕪地の感が深い。殊に国内産油脂、油脂原料を正規ポートに乗せる面に最も欠陥が多く、多量の統制こぼれと生じて居り、乏しい實績を残す

源へ取扱いがりとしては余りにも極端判断を失している感みが多い。但し輸入油脂原料に關する限り農林省の取扱いぶりは恐いの外良好で他の統制業務の模範とするに足る点を少くなく、この点は推奨に値するものがあるとすら言えようが。

第二、行政機構面

一、中央、地方の指導監督機構について

中央、地方を通じ油脂指導監督行政機構は多くの部局に分属し、その間の綜合統一性に欠けているため、寧ろ互に牽制し合って行政能率を低下せしめている傾向が多い。例えば中央では農林省が油脂原料、油脂の生産及食用油脂を担当し、通産省は油脂加工面を担当することにされているのであって、例えは人造バターの例を見ると、原料中性油の生産割当は農林省、食用硬化油の生産割当は通産省製品のバター工場に対する割当は農林省となつていて、而も特に分散の弊の著しいのは、農林省部内、農林省の油脂行政は正面玄関的に之を見る。と食糧庁食品部油脂課がこれを中枢的で担当しているように見えるのであるが、業務の内容を仔細に検討すると油脂行政中最重要な部面が他の部局に分属しているのである。即ち、

大豆は食糧庁食糧部、魚油は水産庁、米糠は畜産局、蠣油は蚕糸局で取扱つて居り、

尚ほたゞ、大豆の生産は農政局が、榨油工場に対する資材割当は大臣官房が油糧の検査は食糧庁食糧部がこれに當つて居る。而もこれ等の場合、その業務は、之等の部局が主役的業務としての役割を負えられていないので、ほんの端役的役割を演じてゐるに過ぎないのがある。

このような部内の錯雜した分属關係業務を総括調整する役目を正式に負はされていきわけでもないのに事實上油脂行政の中核推進体たまことと、現在の食糧庁食品部油脂課に期待してもそれは無理と言うものであろう。結局農林省部内だけでも考へてもその所管油脂行政施策の総合的推進に當る機構はどこにもないわけであつて而も各部局間の連絡不充分のため、各種の弊害、混亂を生じている弊害面については第三次中向報告第五の四に述べた通り。

地方に於ける機構も中央の分属状態の引うつし的縮図であり、より悪いことにはこの場合には全く中心となつて油脂事務に専従してゐるがなく、片手間に担当していたり騒動の渾いものが担当しておたりして更に一層甚だ弱体である。而第三次中向報告第四の二参照して上これに對する中央の指導監督力は前述した通りの弱体ぶりであるから、後述する各項は於いて明に見る如く、取扱が府県に依り区々に亘り中央施設の意圖は与ヶく末端に於いて実現し得ない必然的仕組のようになつてゐる。

二、油糧配給公團について

油糧配給公団の職員数は、二十四年四月一日現在五六七名。その人員配置は本部一六三名、支部へ全国六支部一二九八名、府県一〇六名の支部に重点を置き府県段階を基くして紡錘形的配置で全然職員配置のない府県十一に及んでいる。

従つて公団業務の一線は支部であり、收買の指令、出荷指図、代金清算等、原則として支部が直接執行し、府県段階の支所（又は出張所）は一部の業務について支部と地方行政機関又は關係業者との間の口うつし的連絡を勤めているに過ぎない。そのため公団業務の処理は敏活と欠き關係者に煩雑な手数と迷惑をかけこゝろ点が多いのみならず、公団は本来の業務遂行責任を完うしていないとやら云えよう。即ち公団当局は取引について一概に現物の確認をせず單にオンブツフで処理しているため統制にこぼれが多くゆる小々統制になつてしまつていて。併し公団も斯の如き状態に追いついた根本の原因は全定員不足に在ると判断すべきであろう。（別表一参照）。業務の近似している飼料配給公団の二十四年四月一日現在職員数は二〇二八名であるのに比しても過少と云うことにはつまり云える。職員を充実して業務の完遂を期するが、公団の算盤的立場に偏するの不得已にしてこの業務の不完全に目を蔽うが、公団の使命に照して三思三省すべきものがあろう。

尚飼料配給公団へ業務との対連は於て現状では同一工場で同時に生産される魚油は油糧公団に、魚粕は飼料公団に、糠油は油糧公団に、脱脂糠は飼料公団にと切れく

に取扱はれ、互に無駄な重複した労力を費してれる面が少くないのであるが、之を一元化することは努力の節約となるのみならず物資を確實に把握させ統制自体を確実化へ向かう途であると思われる。

公団業務の運営面に於ては

1. 基本金が一千万円にすぎないこと。
2. 積金融資が抑制され、九月以降八一一一〇千円にとの貸出残高が固定した極めて徐々にしか回転できなかつたこと。
3. 南冰洋の鯨油一セハロットが四月に入荷しその收買価格二一一一六〇千円が等が資金面に大きな圧迫を加えたため代金取立ては迅速に行われ乍ら支払は遅延する傾向を刷致した。

〔註〕南冰洋鯨油12件計200箱の資金の回済状況

月	貰入		出庫		在庫
	数量(箱)	金額(千円)	数量(箱)	金額(千円)	
4月	12,200	6,212,160			12,500
8月			10,900	742,279	6,900

ノルマ	ノルマ	ノルマ
3,300	124,727	3,600
3,000	108,269	3,000
400	27,240	40,854
		270
		13,617

との業務を公私制度の本旨にそつて能率的に運営するためには一面に於いて基本金を増加し、その受信能力に彈力性を持たせ金融方法と確立することにしなければならぬのであるが、更に輸入原料の工場別割当と可及的速かに決定すると共に、製品に対するは産業なく各工場に出荷指図をして、資産商品の循環を円滑迅速に進行させらる特段の措置を講ずるの要があると思はれる。（第三次中向報告第六参照）

第三、国内産油脂原料の生産・集荷・價格割当面

一、概況

國際收支面から国内産油脂資源の供給力を最大限に發揮することを要請されて我が國事情に照し、主要國産油脂資源たる「なたね、大豆、米糠、魚油の生産、集荷面に對する行政施策の実施状況は頗る生ぬるい」と云はざるを得ないものがある。

中央に於ける計画性は頗る弱く生産について一應の目標数字は樹ててあるが、これ

ま確実に実現するための施策に筋金が這入って居らず、生産の実態を捕捉するにつれての有効な手段も講ぜられていない。従つて供出割当とその確保事務も不確実となつて頗る不完全なこぼれの多い統制となつてゐる。中央の地方方にに対する指導監督が具体的に行はれず、生産、供出の現地施策はこれを大まかに地方方に一任してゐるのぞ、販賣が各地方で色々になつてゐるのみならず、全体の成績が一向に挙がらない原因となつてゐる。特に「なたね」・魚油についてこのこの傾向が著るしい。

二、なたね關係

A 生産計画について

1. 作付面積面

二十三年度なたねについて農林省の予定した作付面積は、肥料配給の計画面では七一四一三町歩であり、其の後食品局から府県に割当た面積は五九・九六五町歩であったが、実際作付面積は農林省統計調査局の調査では三四、一六四町歩に過ぎず、食品局では二十四年三月七日附「四三〇〇町歩」とこれを推定し其の後更に四月八日現在三六、七三六町歩とこれを訂正発表している。（別表二参照）

農林省統計調査局は作物報告事務所に対する個人申告が基礎であり、食品局の推定は都道府県庁の調査報告が基礎であるが、何れも嚴格な実態調査をした上の

ものではないのであるから実際面との誤差は相当に大きかろうと思はれる。

何れにしても素々生産計画が机上だけのもので、極めて実現性に乏しいものであることは明瞭であり、競合作物としての麦はおとされ、計画よりも実際作付が縮少する傾向にあることも疑の余地はあるまい。其の原因は都道府県が一応機上の作付計画を樹て市町村に下しているが立を確保するための指導措置を殆ど行つこない上に、一方競合作物である麦の作付については強制供出の關係上割当面積以上に拡大する傾向があつて「なたね」はどの犠牲となる傾向があり、又収益の点よりするも別項に述べるよう現在の「なたね」の収量程度では麦作よりも不利と見られる事情も手伝つて計画は結局絵は書いた餅とならざるを得ない情況と判断すべきである。

註 農林統計によれば最近の「なたね」作付面積の遞減傾向は次の通り。競面通りには反映されぬかも知れないがひどくなつたものである。

(年 度) (單位 千町歩)

昭和九年度	九一
昭和一〇年度	九九
昭和一一年度	一〇七
昭和一二年度	一五
昭和二二年度	二六

肥料割当面

農林統計によれば「なたね」の反収は昭和九—十一年の平均八九八一石、十四—十五、十六年は何れも一石を越えたことに亘つて、いるのであるが二十一年には更に八三八七石に低下している。食糧局の二十三年度の推定反収は八五〇〇石と稍々上昇ぼして来て、いるがそれでも戦前の半に過ぎずい、反収の減少の大きな原因は施肥量の減少に在ると察されて、いる。

肥料割当面 (単位)	農					標準反当 (A)	割 当 (B/A)	C/A
	加里	磷酸	塩素	里	酸素			
一〇	五〇	八〇	一三	一〇〇	八〇	四メ	七〇%	五メ
一	一	一	二〇	三二	三二	三二	五五	六五%
一	一	一	二〇	三五〇%	一九	一九	五五	五五%
一	一	一	一八	三五〇%	二〇	二〇	五五	五五%
一	一	一	一八	三六〇%	三五〇%	三五〇%	五五	五五%

1. 郡道府県に対する農林省の提出割当状況
農林省が郡道府県に対して提出割当をする場合には、依付計画と基準に従って
いよいよ依附面積の計画と実績とに甚だしく懸隔があることから当然である。
併し自ら実績を正確に調査することはまだしく懸隔があることから当然である。
して割当数字を協定するの易さについている。この場合郡道府県と協議事場
に正確に調査はしていないのであるから双方違視的平穏数量について討議するに
過ぎず全國的に果樹のバランスを得た公平な割当を期待し得ないのみならず相当
に実状と遜色した割当が行われている状況である。尚二十三年度は農業省の割当
通知が遅れて収穫後に下りて来る。提出に支障があったことは、第二次報告、第二
次、第一、一B(2)で述べた通り。

2. 郡道府県に於ける実績査定の状況

(1) 依附面積について

郡道府県に於ける依附面積査定方法の概要是次の通り。

査定方法	道府県名
不計画面積	福島
肥料配給面積	鹿児島、鹿児島、鹿児島

ハ、割当審議会での査定面積	北海道
ニ、地方事務所調査面積	青森
ホ、主として作耕事務所調査面積	函山、千葉、長崎
ヘ、作耕、地方事務所その他の調査	福島、山口
ト、査定平均面積	長野、愛知
ト、過去の農林統計面積と地方事務所・作耕事務所調査面積を勘案	

(2) 反当収量について

反当収量の査定に當つて検見をしていふところは殆んどなく査定方法の概要是次の表の通り。

査定方法	道	府	県	名
1. 部分的検見	長崎	愛知	別表三参照	
2. 過去の実績	長野	函山	北海道	
八、地方事務所の報告	山口			
二、過去の実績と地方事務所の報告の平均又は勘案	福島	青森		

木
勘
定
さ
ず

千葉
香川、鹿児島、

(C)

末端に於ける割当状況

市町村に於ける個人別割当も、供出が強制的でない關係上実績を証き、一括部若に割当たり、甚しきは「付たぬ」栽培の有無にかかわらず全耕地に按分割当とした例すらある。（愛知県、西尾町、福沢町、一宮市）

C. 供出及收買の状況

二十三年産「付たぬ」府県別供出割当及へ三月三十日現在の供出実績は別表四の通りであるが最高三三。%最低一二%平均九。%の供出成績は決して良好と云ひ難いが、されば、都道府県別にその成績は甚しく日々「アントランス」も甚しい。諸々の県の全体の數字では割当に対し供出が一。%に達していなければ、その県内的一部に超過供出が相当出ていることは割当が実状に適合していないことを物語つてゐるものに外ならぬ。油糧需給調整規則の建前では指定農者が農荷して、公団が之を買取り、公団は知事の指定に依り精油業者を委託すこと、かつて、それが既に述べた如く公団の府県段階機構は極めて弱体で指定農者の報告の手に砾り、現物を確認せずオニヅツクで收買手続をしている状態であり、指定果荷農者と精油業者と

が兼ねて、いちぢりが多岐であるため、生産者と精油業者が直結をして、ハテ周取引は極めて容易に行つている実情は二十三年十一月の兼業禁止によつて何等実質上變つてしまひ、この点が供出割当は非常に堅かつたと云ふべきだ。第二次報告中「第一回参考」に述べた如事が特別の措置を講じた場合を除いて一概に購出実績が挙りなかつた最大の原因である。

例えば長野県では農林省の供出割当が過少であつたので還元油で規定量以上に渡しても尚なたぬ油の公団收買平定量は確保し得ると見込み置元油の量を恣意に五升から九升（一回八五升）に引き上げて実施したところ正規にてに従ふ「付たぬ」が県の当初平想（割当の三倍五七六升）に反し減少したため（三二九・四。近）で、三月三十一日現在予想の五七%（付たぬ油の公団收買平定量）へ三一六八。近一は到底達せらるべないと云ふ外じめが、状態よつた如き、この間の消息を物語るものと云えよう。（別表四参考）

(注) 別表四の「付たぬ」收買一覧表は二十四年五月不における公団本部の調査であつて、當時長野県の供出実績は一部未確定のため超過供出の記載が留保されていたがその後左の通り訂正された。

付たぬ割当供出実績

二一九・三六〇近

合

計

三二九〇四〇五

D 還元油及還元粕制度の実施状況

すなほと大豆に付する油五升（一升=五升）と粕全量の還元は一般に開拓者に実施され、その結果は栽培が長年に亘り収益の点に於いて劣つてゐる状況下へ後退に於いては、還元油と還元粕の組合せが供出の懸念となりつてゐる。特に油粕は粕の追肥用として農民の最も欲するものとの如く、この制度は供出促進に相当の効果を挙げてゐるものと認められ、然し生産奨励や供出奨励日本米・蘇正価格の設定に依りてこれをすすべきであり還元制度に倣ると言ふ方法は、正攻法とは云えず、勿論「なたね」全量供出制を採つてあるから自家消費には要定量の還元は已むを得ないところであらうが供出量が増大すればこれに比例して無別限に増量してゆく制度は第一次報告に指摘した通りへ第二次報告一月川内参照の主産地に於ては不當に多量の還元油と交換せりけんばいことになつてやみ油の過度を除ることに取り組み不合理である。

食糧庁食需部では、二十三年度の還元油の実績は農家一戸当平均一六五升であると報告しているが、これは供出不長で微量供出者が多かつた事実を物語つてゐる。本監査に際し具体的に指摘された如く不當に多量の還元油と交換される者の存在を否定し、之等に対する対策を設置して可なりとする論議とは守り得るものかと思

六

2. 超過供出に対する油の還元のやり方に於いては、農林省の方針の指示が不徹底で各都道府県の取扱いが夫々まちまちとされてゐることは第二次報告に述べた通り、^{（参考）} 第二次第一、一〇二回の超過供出に対する還元油の実績は別表四の通りで、すなほとおり供出成績が割当を差かに下回つてゐるのに相当量の還元油を出してゐる府県が多いことは割当の不公平を推測し得ると共に、この割度自体に矛盾を感じさせられるのである。

尚ほすなほ全量供出の是前と採つて、ことからして超過供出に対する特別取扱いをすることは、自家糧儲であるし国内油脂資源確保の緊要性より見ても全量還元割度は極めて不合理であると思はれる。

三 大豆因探

A 生産計画面

農林統計に依れば、大豆の供付面積の推移は次表の如く低下の一途を辿り時に並んで過減ぶりは甚だしい。

昭和九年	三三九・一八二・〇	町歩
昭和一〇年	三三五・三四・八・	
昭和一一年	三二九・四七〇・三・	

昭和二一年
昭和二二年

二二六、四九二、五町歩
二二六、一七六ニ

(一九四二年は食糧管理局の権限)

農林省では奇異することに大豆の増産对策について、何等強力な措置を講じてはゐる。大豆は主食としての総合供出制度に組み入れられ、他の穀類と同様の主食の用度の取扱いを受けて、よりに過ぎないが、勢い都道府県に於ける生産計画も机上プランに階し、町村政課では北海道の場合を除き概要一本に引かくもめて作付計画が樹立され、それで折角の大豆の作付計画が、こゝで行方を見失つてもすつといふのが一概である。

B. 供出面

1. 供出割当について

大豆としての生産計画は樹って、いよいよに農林省は都道府県に付し、一応の供出目標数量を示して、いざ都道府県でも供出目標数量と割当率に割当つてはいる。その際次付面積なり、作物の実態なりを調査してこれを基礎にして、いふのは二十三年度に過ぎない。(北海道、岡山県、青森県)

地方馬鈴薯も確実な資料を持つて、いよいよ果からりの割当量を思へくノ基礎により町村に割当している。但し、これ等の割当は軍に下に下して居ると言ふに

止り、割当する側も夏ナガの割合の数字を真剣に取扱つて、いふことは供出の実績が多くの場合ひどいアンバランスを示して、いざに思して明瞭である。(別表五 参照)

2. 供出成績について

二十三年度大豆の供出成績は、食糧管理局の調査に依れば別表六の通りで、二十三年三月末の割当量八四、三〇。モに対し供出量一、一八、四七九モ、供出率一四一%、川良好さである。然しこれは大豆が味噌、醤油米料として主要であるため多く

の県で大々各種の供出奨励方策を講じたため、特別の方策を講じなかつた県では、供出成績が悪い。(第二回、第一、二B(2)参照) (別表六参照)

C. 還元油割度の実施状況

農林省は二十三年産大豆の供出に対する還元油割度実施に関する通牒は晚く二十九年一月中旬に都道府県に到達したことと還元量が数量的關係で大きめ供出促進に役立つたとは認め難い。

各都道府県に於ける取扱状況は次の通りである。

イ. 二月末現在還元油実施していない府県
青森、福島、三重、長野、千葉
長崎、北海道、鹿児島、福岡

四、微量供出者には一括返還せしめた府県
八、還元率を改じて実施した府県

岡山 山口
宮城

四

本欄因由

A 農油計画とその実績

二十三年度木標移田計画とその実績は左へ開いて計画達成率は良好であるが計画のものが極めて内輪の見積りであるのでこゝは甚だく漏洩するわけに行かず以教示である。(別表参照)

二十三年度農林省の計画	木標の處理量	標油生産量
実績		
五〇〇〇〇屯	西〇〇〇屯	
七〇・八九六	五七四七	(及貯量)

(実績は能利機のみにつひての油標配給公團の数字)

註、二十三年度木標移田計画は三、一二、九〇三屯で之から発生した木標はその三、四六に当る一、六、四二五屯へ食糧配給公團轉じてあるから概ねその七〇、九〇程及ぶ猿油用に向けられたに過ぎないことに有る。

B 企畫採油の達前は貢へれてくるか。

木標が重要な油脂資源となつた以上出来うだけ多く檜樹原料に廻すこと考慮すべきであるが次へ通りでの努力は未だ充分でない。

八、體事務所は馬糞の検査をする場合に精肉皮についての検査し精肉皮にて開

運して穀の発生量をナエツスすることをしません。

(b) 食糧配給公団は委託飼料する場合の米穀について完全把握の肉心が少なくて、慶

農業では委託飼料所で発生した米穀は全然收納しなかつたと云う極端な例もある。

(c) 飼料穀で生糞のヨハ配給されものが次の如く約ニセガに及んで、いろが、二川

は河川も雁畠に廻すへきものである。二十三年度食糧配給公団米穀発生量一〇六、

四二四、八六二、飼料穀のヨハ配給二〇、八五七、八二〇、町

食糧配給公团輸送用保留ハニルハ、五九〇、町ハ食糧配給公团調査。

(d) 食糧配給公团輸送用保留ハニルハ、五九〇、町ハ食糧配給公团調査。

食糧事務所が直接委託飼料する場合には生ずる米穀は生糞のヨハ農村え置九配給

されている。

二十三年四月から二十四年三月迄の委託飼料実績は三二大、ニ、七三毛であつて堅

穀出来ない数量であるが、食糧管理局は、これによつて生じた米穀については肉

心が薄く、その数量を正確に把握して下さい。

(e) 食糧事務所直接受託飼料三二大、ニ、七三毛よりの発生穀は三四六毛としてニ、〇

九三毛、之を精油するときは少函セメとしてセセセ毛の糠原油が得らるゝこと

となる。

(f) 農林省の計画では、二十三年度米の白米供出をハニルニ五毛と計画してあります。

かでの中央同協議をするものが大部分と認められ、その米穀は比較的は補償し易

いのであるから、これを雁畠する極策は是非講ずへさであう。

(g) 非統制木穀の雁畠については、委託榨油の奨励策を講じていふが、その成績は

頗る悪く、二十三年四月から二十四年三月まで一ヶ月間の公團收買米穀は三四

九、七三八毛に過ぎない。

C 榨油工場設備について

(a) 二十三年一月一十一日岡本様榨油工場の処理状況は油糧配給公团調査に依れば

次の通りで歩出力の良い榨出設備は至つて少い。(別表七ハ参照)

計	工 場 敷	処 理 量 率
油 粧 出 設 備	ニ ハ	一 五 %
压 榨 設 備	九 三	八 五
計	一 二 〇	一 〇 〇

但し二十四年一月三十一日現在ハ處理能力は左の通りである。

ハ油糧配給公团調査

細出工場 計	工場数	二十四時間の能力		処理能力率
		三十六	三四八	
一四〇	六七八	一一二七	六六	一〇〇

(6) 榨油工場の全國的分布状態は別表セ及ハの如く不均衡で、穀倉が早い米穀をオニセントで有効迅速に榨出し得るよう整備されていなし。これは現在の醸製米穀の処理についてこれと限定して考えても既に穴陥であるが、更に非醸製の分野で榨油しようとするとさには一層緊急解決を要する問題矣となるであろう。

△ 飼料配給公団の取扱面のオニアツフ介入の弊害底

飼料配給公団は食糧配給公団から木穀を買取り、之と当該府県の指定する榨油工場に賣却することになつてゐるが、實際上は榨油工場が予め、飼料公団の苗圃と契約で全く直接に食糧配給公団から木穀を引取つていい。即ち飼料配給公団は榨油工場の入荷報告によつて、オニアツフで食糧配給公団と榨油工場の双方に満代金の決済をしているのであるため、現物の操作をしていう食糧配給公団の壳を外れると、自己の買取数量との差があつてもこれを具体的に把握し得ない極みとなつてしまつてゐる。

年 月	噸 数	給 旺 数	一 俵 平均 袋
二十三年十月 十一日	五八七五 一一五	一三、二二八旺 一四、九五五	二、〇五二

△註：二十三年四月から十二月までの榨油向米穀についての両公団の持つている数字は左の通り異つてゐるが、飼料配給公団では又都の取扱が区々不同その差の原因について明確な数字的説明ができるかねてい。

食糧配給公団賣却高 五二、九五一七

飼料配給公団買取高 四二、四八八七

尚誤差の原因とその善後処理方につけてはこまく明かにする必要がある。ので以下飼料配給公団を通じ追宛中

△ 米穀の取扱は一般に慎重を欠く結果、数量欠減が多いことが、全國的に報告されてゐるが、一例を挙げれば、農橋市ユタカ産業株式会社の試算結果は左の通りである。

△ 還元油制度の実施状況

長野県の例では過精年月日、過精所名、重量と記入した報紙をつけることに依つて火災防止に成功している。

米糠油は之を生産した都道府県に半量を還元する建前で其の割当は知事かする三
方に分つているが、実態は次の通り不合理多矣が多い。

1. 管理米は食糧配給公團が消費地に於いて発送する爲に米糠は大消費府県に於で
多く発生するのであるか、之は必ずしも当該府県の糠油の需要量に比例して発生
することにはならぬ。

2. 糠油還元の目的及配給元について中央当局から明確な指示がないため都道府県
の取扱は次の通りまちくとなつてゐる。

○ 米糠還元油の各府県のまちくな取扱ぶりの事例

1. 治人と全部を米糠油工場に配分
していゝる府県

2. 治人と全部を洗剤工場に配分し
てある府県へ米糠油工場に加工

3. 治人と全部を洗剤以外の難工業
に配分していゝる府県

4. 治人と全部を洗剤工場に加工
していゝ場合

5. 何等配分措置をしていゝない府県

愛知、福岡、宮城、鹿児島、北海道、
大阪、千葉、福島、新潟、
広島

長野、佐賀、(追加監査)

1. 糠油の割当を工場に対する生産実態の把握の措置は治人と行われていな
いので工場に於ける使用処理状況は把握されていなし。
2. 糠油の配分については、知事の配分計画の決定連絡があつて後、主務官庁の
発券があくれば、三ヶ月位かかるのが普通である。
3. 通産省は還元油について割当証明書を発給してから洗剤工場に付し、その油
の量に見合う奇性ソーラーの割当を治人としていなし。

五 奥油關係

A 生産計画面

現行の奥油の販賣方式は登録糠油工場に於て、製品が出来てから以降の統制であ
り生産自体に計画性が全然なく、從て本 生産を増産し正規化してこれをつかむ
努力についても何等の積極性かない。

素より奥油の生産計画を精密に樹立することは農産油脂原料の場合にはし極めて
困難なことであつた。然しこれは、あくまで比較的の問題であり、第三種例えは
油織りかの類を抱えて之と油肥資源として特別の原料奥薩保獎励施策を行つてア
トワイン反対油の漁業者特配を行い、それに依り生産目標を樹立することも可能で
ある。然り方法はあると思われるか如何。

B 奥油生産の把握状況

北海道、宮城、千葉何処の地方に於ても、水産肉体行政機因が奧油の生産実績と把握して正規ルートに乗せようと努力していろいろ跡は見えない、單に天々の水産物検査所で検査した数量を以て生産量と看做していゝは過る。すと要論、奥油向に割当で庄料より当然生ずべき奥油の量すう推計して居うす、正規ルート外の原料に依る生庄については、全然無関心と云うも過言でない。奥油生産検査委員会制度は有名実であり、第二次報きに述べた如く相当量の奥油横濱川が五萬石とは云う事でもあります。

或ひに、いか油生産数量の推定をしてみます。二十二年の全國のすなめ検査数量は北海道四七四二・六四一メ、その他二三四〇・五五五メ計七〇ハ三一九八メ、之を生かに換算すると北海道二〇・大ニ〇、一七〇メへ水揚量の七〇%に當る)その他一〇、一六三〇〇メへ不揚量の五ハメと見る。二十三年のいか水揚量は北海道四五〇九〇〇メその他二八・四〇、一〇〇メであるから仮に之が前年全県の割合で車めに加工されると有れば北海道三一・九ニ大・三・〇メ、其他一六三四〇・五ハメとする。此の原料として使用される事になり、三用の肝藏を完全に榨油すれば三三九・八四五貯し合計一〇五九・六七〇メへ三九七三・七八三貯のいか油の生産が可能などう計算が出て来るのである。

① 水揚数量は水產厅資料課の調査による。

② 製造検査数量は北海道水產物検査所の調査による。

③ すなめ製造の歩苗は北海道府調査による(秋いかの最低歩苗ニ三メ)とす

④ 生いかに対する肝藏の歩苗及肝藏よりの榨油歩苗は北海道府の調査による。肝藏は生いかの一〇・一%榨油歩苗は肝藏の二・三名(即 生いかの二・三名)

⑤ 奥油原料割当割は全く行われていなし。

⑥ 肝油原料は奥油の原料とし、昏鱈、昏鮓の原料割当がある。他地域でも食用興粉については、加工向として鮮魚の割当が行われているが、これも奥油原料目めてとしての割当ではない。

⑦ 生いか、鰯、鮭、鰆の肝藏は重要な原料であるが、餌料外品であり、肝藏の多く

⑧ 高価に取引されて加工場に運びてある公算が大である。

⑨ 収買の状況

奥油の收買実績は別表一〇の通りであるが、北海道の調査に依れば、二十二年四月から二十四年三月までの水產物検査所の奥油検査数量は、七・五七に計し、公團收買量は六・六・八モに止まつて居り、正規検査数量中ハラモ、收買済れのあること

か崩われる。(別表九参照)

尚莫過は通例與柏と同時に生産せらるるのであらかう集貿機關を統合し與柏も畠配給公團扱いとすることが実情に即するのであるすいか。

大

価格面

A ⑦ なたねし関係

1 「なたねしの價格決定方式は、米価と同一のペリティ方式に依つてゐるが其の結果は次の通りで適切と欠き「なたねしの生産反供出に寧ろ障礙となつてゐる面が多いと思われる。

(1) 穀倉作物等との均衡がとれでない。

生産者販賣價格(石當)	小麥	
	平 均	反 收
及当相收入	一〇三六石	一九八〇円
	二四三四円	九九〇円

「註」二十三年ハ全國平均。

① 反当收量小麦は食管、「なたねしは食品局調査による。

② 小麥價格は、三等「なたねし」は合感品。

(2) 精米

輸入價格との均衡がとれていない。

中國產「なたねし」一百六。既へ容器込一三六七一円へ五一七〇・トルニイ円(算)

國內產「なたねし」一六。既へ容器込一九〇円

その原因は生産條件が變化し基準年度ハ九一一年平均ハ比レ左の如く反収

が減滅してゐることにあるようである。

基準年度ハ反收ハ〇・九八一石 ヘ 製粉業計

二十三年度ハ反收ハ〇・五〇〇石 ヘ 食品局推定

2 二十三年度は價格決定が次のように屋く、扶出に支障があつたのみならず公團

の買取事務を滞滯せしめた。

なたね	松	価格決定日
なたね	柏	七月三十一日
なたね	柏	八月三十一日

3 同質により價格に率級をつけるべきである。

現行價格は合感品と格外品の二種あるのみであるが同質により細分に差しの差があるのでは三〇・一四八%ハ之に応じて價格率級を定め同種改良を促進する要

がある。

B 米糠廻保

1. 米糠及脱脂糠の価格と調整する要がある。

現行米糠生産者価格(三〇キロ正味) 大五円四八

“脱脂糠”(二十キロ正味換算) 八ニ・七六 一〇〇%

脱脂糠の方が高価である二点が糠の需要者に嫌われる米糠全量榨油の方針を阻害する一因となつてゐることに注意すべきである。

2. 飼料配給公团のマーテンが次の如くニ田加算されてゐる現行の取扱方式は改め、
りうへてある。

銅料公团買取価格		同上販売価格
生 糠(二〇匁)	大五・四八円(工場)	八・九・四七(販賣)
油 粕(七・五匁)	一〇・三・四六(販賣)	一一・一・三〇(販賣)

3. 脱脂糠の価格形成に際し一律に採用歩合セントを採用して、是は実状に即しない。
4. 脱脂大豆についには粗粒と疊稼との間に公团買取価格に差をつけてあるが、
これと同様の取扱は出来ないものであろうか。

C 奥油肉采

奥油原料たる豚、馬等の肝臓に公価がなく且つ統制外であるため次の如く相当簡便に取引されてゐる北海道、宮城、福島、等では採油業者、製糀会社の買入れる奥の肝臓が移し易い量に昇り、青森鐵道管管理部管内で二十三年四月から二十四年一月までの輸送取扱量は五三三、九八〇匁となつてゐる。

奥肝臓取引価格

織糸の肝臓 二五〇(三〇〇円)

數 肝 臓

三〇〇(四〇〇円)

(単位一貫)

A 採油工場に対する原料割当面

原料割当基準について

國內原油原料の工場割当は知事が行つてゐるが、合理的な基準に基いて公正公平を確保するためには県代省の指導が不十分の感が多い。單に採油設備、立地條件等と勘案して定める様細取扱に指示し一切を知事に委ねてゐるのであるが、其の結果は第三次中間報告に述べ通り設備能力のみを重視する傾向となり歩留りを監視して採油効率を低下せしめる結果となつてゐる。(第三次第一参考)

この采油入原料の取扱いぶりの巧拙ほのつけ込みの改善の余地があると思つ小如何

B. 生産実態の把握状況

榨油工場に対する生産歩留りの指示は概ね行われてゐるが標準歩留り以下の成績でも別に制裁がないので歩留を低く報告する傾向があり標準歩留り以上を報告する工場は殆どない。この事態が昭和流出の一つの原因となつてゐると思われる。仙台管区E.I.Bの調査した一例と示せば大豆榨油について青森県で二十四年一月某所、資材調整事務所・油糧配給公团等の調査団が調査した榨油歩留りと、工場より公團に報告した榨油歩留りとの間には左の如き開きがある。

工場名	調査団の調査歩留	工場報告歩留
弘前油脂工業	八・四六%	七・四〇%
十和田食料工業	八・六四	七・五〇
阿保工場	七・九〇	七・〇〇

米糠榨油について福島県米山化学研究所、郡山工場では二十三年一月から十二月中旬の間に大ニ二六〇噸を処理し、ニハ、五六〇噸へ歩留四・八%の油を生産したが公團に対する報告にはニ六・一五大噸へ歩留四・四%の油を生産したことになつてゐる例がある。

第四 輸入原料の取扱いぶり

一 原料割当面

A 輸入油脂原料の割当事務省については農林省で油脂中央審議会に諮詢し、輸入油脂原料並油脂割当要調により慎重にこれを行って居り、ニホで油脂行政の他の部門に比するときは近く過度に重曹されないと云ふべきであらう。前記割当要調は、綜合設備能力、歩留りを主とした前二、四半期の加重平均技術実績を基礎として割当基準を定めることとしているので技術成績の向上及全量供出の勵行に役立つてゐるのであるが、原料割当の基準に於て尚総合設備能力が相当重要視されてゐるため輸入原料処理工場は原料割当の増加を目的として遊休設備を活用していけるに拘らず設備改良に努力する等苦心を生じてゐる。

出来得る限り多量の油を確保する立場に於ると共に、粗制設備を増設することのない機にするため技術実績による配分と更に一層増加し増設能力に対する割当につけては一定の制限を設けることが望ましい。

B 原料面を重視して原料の割当をするためには歩留算定の基準となる入荷数量を確実に把握しなければならぬが第二次報告(第二次、二番組)へ述べた如く入荷の実況と相当地域が生じてゐるのが一例である。そこで

1. 原料の仕込数量と、原則として発駆へ港頭の荷役数量と並び、欠損一%以上と

して工場側からクリームのついたときたのみ着取の残支数量をもつてこれを決定することとしているのは適当でない。代金支拂ふ公團のインボイス面によるとしても

歩留計算で不実入荷量によることとすべきである。

又 入荷原科に事改品があつても、その数量、品質が歩留計算上考慮せられていないことは適当でない。左の一例より如く事改品は相当量に上ることがあるから油脂原料と記のうる所いふう所ものは歩留につけては欠可と同様に取扱うべきである。

○二十三年第四割当落花生中吉英油脂株式会社の歩留による事改品額

入荷月日	船名	入荷数量(袋)	事改品数量(袋)	%
二四二二八	キスカ号 帝山丸ニシテ	七二一、八三三	一一一五	0.2
二四三一ニ	ステラライクス号	一、七二一、七四九	四一〇、三九四	2.4
二四三一ニ	キーストリニティード号	五七、ハリニ	一四、一	2.4
計		一〇九、ニ七八	三、五	
二八五三、九六六				

二 生産実態の把握状況

A 農林省からは、榨油工場に原料を割当する場合、細目之生産指示をしていない。

油達瓦斯公團からは、榨油業者との基本契約により製造人は榨油た割り期限・品種

企画 包装又は精製の方法其の他必要な事項を指示することが出来るべくになってゐるが、製造完了後に、旨示書を発行したり割当工場の操業状況を充分に調査しこれにて口頭で指示したりしてあるため、榨油工場で指示を無視する傾きがあり滋賀縣奥田製油株式会社では二月十五日に製造着手の口頭指示をうけた落花生、一九八七三月、ほつても落花生せず県内産大豆を榨油していた事例が生じてゐる。

B、産油率は次項原科割当に直接影響する様に仄つてゐるのでそれぐの荷口の榨油率百分比については、農林省の技術委員会の認定標準へ対比し、確か良好と認められ、(第二回、第二、三参照)

三 製品の販賣状況

毎月二十五日現在に於ける生産状況月報は各工場から確実に公團へ提出され実質平均代金の決済も順調で、國內原料油脂の場合に對比しその事務の適確さには立派の相違がある。

第五 工場登録制度の運営の合理化について

一 工場の登録制度の目的は原油及加工の実態を掌握して統制運営の円滑化に資することにあると思われるが、第三次報告に述べた通り、登録申請が逐次と相づぎ

① 制度 자체としては、これを抑制することが出来ないこと、

② 工場の実態調査が充分に行はれないこと、

(4) 無登録工場の取扱リテ工ソクが充分に行はれないと、

(5) 美油べついては煮出し業者との登録が行はれないこと、等の原因により、その目的は十分に達成されていいるとは云ひ難い。(第三次 第二参考)

二 工場の全國的増加傾向は次第通り急激であり、現在既に明かに顕著である。二十四年六月末現在登録工場のみの二十四時間処理能力は平野及正庄で八、三五五も、抽出で五、一三七十二時間三百日換算として年間能力を計算すれば実に二〇〇五、二〇〇七の驚くべき膨大な量に達する。

	正庄	抽出	計
昭和二十四年一月末登録工場数	四八五五	たゞ	四九五二
昭和二十四年六月末登録工場数	六九二八	一五五	七〇八三

(油煙配給公團編)

粗し、米糠の粕油べつては米糠の漬けに於いて述べた通り、尚商船工場の全國的分布を図る必要があらう。

三 登録工場の過別は各工場の原料割当量を減ずる結果となり、工場の經濟的運営を困憊せしめ、國內油脂原料未荷面の弱体さと相俟つて、益々やみ原料廃棄に差しむ結果となつてゐるので當面是非その処立を抑制する何年かの方策が必要であらう。

その一方策として、工場設備の増設分は、割当審議会の事前承認を受けた場合につき

原料割当の基準となることを考へられようか。

第六、油脂加工関係

A 通産省の原料油脂割当の発券事務体運営勝ちで特に先頭業者に対する油滓の割当は、非常に進歩している(第二次第三ハーナ、日、参照)。

商工省生活物資局の一例

	原本割当決定通知	商工省発券
脂肪防酸(%)	二四二、一九	二四三、二六
食用硬化油(%)	一	二四三、一〇

B 割当を受けた油脂の現物化も遅れ落ちである。特に油滓について本輸入原料の處理工場へ送り地方で現物化が遅れ、青森、福島、長野、各県では六ヶ月以上現物化出来ない例を庄じてある。

このやうに原料油脂の現物化が遅れる原因の一つ本公团が割当證明書の提示を受けても、内子定規に割当官庁の公團に対する発券通知がなければ、出荷しないことになら。他の原因としては油滓については現在は輸入原料處理工場及精製工場で生産され

るもの、みしか失望されない所へ生産し工場に保管されてゐるので所仕が、地理的く隔離し、容易に輸送が厄介である関係上並隔離地へ少量の輸送をすることには、國務省が貢献的でない点に在ると思はれるのであるがどうであらうか。

二 生産実態の把握状況

A 原料油脂に見合ふ生産者元は置き廢油の場合を除いては概ね行われてゐるがクリセリンの放出率をみると原料油脂の種類を問わず概ね0.1%でナ放出率より多く報告されて居り放出指示の甘いことを物語つてゐる。

B 変換の生産数量を定期的に把握することは極めて困難であるので又製品を作らせないために生産歩留り反映と次期原料割当の基準に組入れる等の方法に依り、全量放本の意図を昂揚させることが最も得たものではあるまい。

製品の検査

製品の検査は極めて不徹底であるから生産者元には放棄道があるわけである。即ち西二省は石炭大ついて二十三年度は既前からのメーカーに対する全然検査をしておない。新規工場に対しては全国的に検査をしたが業者に試作品を提出せしめたもので採取検査をしたのは東京商工局のみであり、製品の出荷後も検査であり施局不合格品も記録されたことに伴つたのであるが不合格品を出した火災に対しては何等の処置を講じてい無い。精製油及人造バターについてはのみは油煙

公团で検査をしてゐるが、検査用サンプルをハーカーに持参させる方針を取つてゐるが必ずしも嚴正な検査とは謂ひ難い。

第七、食用油及石鹼の販売面

A 農林省の割当決定から概ね一ヶ月内外で配給を完了し配給量についても概ね中央計画通りに実施してゐるが第二回報告（第三次、第四、參照）に述べた通り府縣で多少増減したところがないのもない。問題は主として中央の配給計画が全國一齊に開始し得る検査を確保するまで引延される關係上次の如く時期がおくれくるところにある。一方公團のストックをよくし經理及容器の手配を因縁からしめてゐる事情もありで計画的に地域を区切つても頻次早く配給すると共に消費者の要望に応へもつと小刻みに配給する着想が必要であらう。

二十三年度食用油配給時期調査

	逐次決定	農林省指示
上期	二三、六、二三	二三、七、二〇
第三、四半期	二三、九、一三	二三、九、一四
第四、四半期	二四、二、二二	二四、四、九

B 配給実施面に対する都道府県以下行政機關の監督は殆ど行われていない。即ち購入

乗の運送は少しも勧行されていないので配給状況については業者の報告に頼つてある。有様で実態の把握は全く出来ていない(第ニ次、第四、二参考)のが一端である。

二 石炭販売

A 家庭用石炭について

家庭用石炭の配給について監査当時は所謂要綱統制方式に依つて行はれてゐたのであるがその実態状況概略円滑であつたやうである。例外として北海道では半分の割当決定から配給まで二ヶ月内外かゝつた例がある。配給基準数量も大体確保されているが府県の人口配達の不正確率に基づいて一部に基準量を変更したところが少いでもない。(第三回、第四、二参考)

B 労働者用石炭について

商工省は蔚藍府県から配給完了報告を取ることにして、これが勧行されとはいひ、報告を提出していよいよ府県の方が寧ろ灵いのに放置して配給の実態を地人でいいのである。又蔚藍府県としても既に労働者用の販賣報告を講のみにして集計しているに過ぎないから実情を正確に握つているとは云ひ難いこと勿論である。(第三回参考)

蛭本及主務官庁が配給計画を盛ることにして、これが勧行されとはいひ、報告を提出していよいよ府県の方が寧ろ灵いのに放置して配給の実態を地人でいいのである。又蔚藍府県としても既に労働者用の販賣報告を講のみにして集計しているに過ぎないから実情を正確に握つっているとは云ひ難いこと勿論である。(第三回参考)

第八 改善意見

I、經濟安定本部周保

一 行政機構面

- 1 中央に油脂行政の統合的中枢権限力となる強力な機構を設けろこと。尚差当り、油脂配給公団についてどう対応し増加を圖らるべくその所要資金の手当方に依る、行政的幹部の方針を講ずるなど、
- 2 飼料配給公団の油脂用保険運営へ恩賞、脱脂糠の收受
- 3 油糧配給公団に厚管しその人員を強化すること。
- 4 食糧配給公団改組で発生する米糠は食糧配給公団から各相油工場に売却し、油及粕は油糧配給公団が推油工場から販賣することに改めること。

II 國内産油脂原料面

月 合天松肉保

- 1 大豆用保
- 2 米糠肉保
- 3 油粕原料
- 4 などね状出制度を法制化し供出報價物資と主食のみに保障すること。
- 5 などに對し差しベル程度の肥料の増配を確保すること。
- 6 大豆の重要性とはつきりさせ單独供出制を考慮すること。
- 7 政府の委託機構による米糠及精米供出により発生する米糠を統制し椎油原料として活用すること。
- 8 植類の生産量を統制し椎油原料に活用すること。

II 農林省 關保

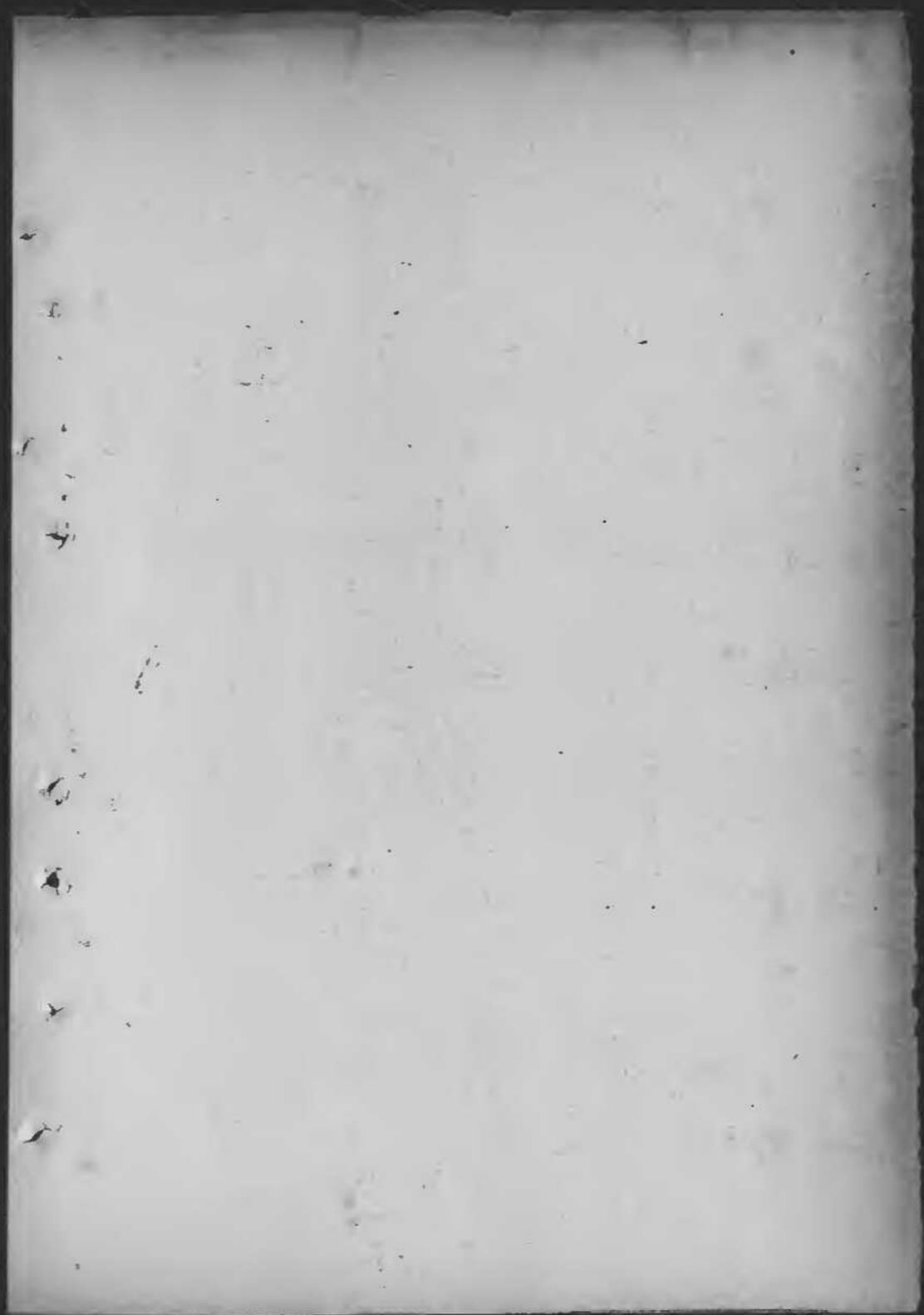
一 行政成構面

二 國内産油商業料面

月 なべね 廉 保

△ 大豆農業

9. へ経本の項1、2、3に全じ。
10. 表の場合に亘けない程度の強力なな仄ねの生産計画を確立すること。
11. へ経本の項4、5に全じ。
12. 公団の指定倉庫制を採用し、供出な仄ねをしつかり確保すること。
13. 摺油業者の集買人集業禁止制を徹底させること。
14. 還元油制度就中超過供出全量還元割を再検討・目的に合理化すること。
15. な仄ねの價格を合理化することへ価格の引上及品質にふる等級差の設定)
16. へ経本の項6(公じ)。
17. 留時料傾地の数量盈定方策を定め看示すること。
18. 食用油の微量還元を廃止すること。
19. へ経本の項7(公じ)。
20. 府縣に対する米糠油の牛量還元割を廢止すること。
21. 米糠油粕へ脱脂粕の價格を引下げること。
22. 摺精と摺油との連絡貯保を調整合理化すること。
23. (1) 摺精所に摺油設備の附設方を奨励すること。
(2) 米糠の工場直取の場合の④摺除額を再検討合理化すること。
24. 魚油生産奨励策を積極化し計画化すること。
25. へ経本の項8(公じ)。
26. 魚粕と魚油の集買人を必要的兼業制とし收買責任数量を設けること。
27. 煮出業者も工場登録を要すること。
28. 摺油歩留と重要視した原料割当基準を府縣に明示すること。
29. 原料割当基準と摺油歩留ともつと重視し仄基準に改めること。
30. 欠減収支品は歩留計算の基準にしないこと。
31. 油脂中央審議会の事前の審議を経た新規設備に対しては原料割当でない等の考慮と摺い設備建設の弊を除去すること。



23年度末の保有及収支についての行員報と、仮報や告の対比
(行員報とは食糧庁油脂課提出資料)

都道府県報告(昭和4年4月29日)A)						B/A %	
保付備稿	支	帳	貯	出	入	收	支
北海道	500.0	0.50	2,500	2,380	0.905	2,362	9.0
青森県	12.0	0.10	20	0.8	0.422	0.423	5.23
岩手県	2.2	0.50	98	1.2	0.368	25	1.63
宮城県	0.1	0.30	283	5.2	0.635	3.05	11.3
秋田県	0.1	0.30	24	1.3	0.492	3.1	1.22
山形県	150.0	0.35	675	132	0.582	664	1.94
福島県	424.7	0.38	1,614	209.5	0.753	57,3464	3.1
茨城県	2,325.0	0.40	2,300	2,060.6	0.696	1,2,315	0.86
栃木県	224.0	0.47	105	364.8	0.528	2,015	1.97
群馬県	456.0	0.46	2,048	463.7	0.484	2,144.8	1.05
埼玉県	406.0	0.34	1,321	612.2	0.552	3,60.3	2.63
千葉県	1,008.0	0.38	3,694	935.2	0.772	7,370	1.90
東京都	22.0	0.22	47	25.5	0.722	184	3.78
神奈川県	370.0	0.40	1,690	602.4	0.715	2,712	1.92
新潟県	465.0	0.50	1,858	242.2	0.623	2,777	1.50
富山県	82.0	0.24	494	49.2	0.700	41.3	1.06
石川県	111	0.34	185	95.1	0.586	517	3.01
福井県	200.0	0.32	105	294.8	0.832	2,419	2.38
山梨県	162.0	0.12	105	165.1	0.691	787	2.2
長野県	352.0	0.90	3,325	432.1	0.525	2,492	2.5
岐阜県	278.0	2.32	4,860	28.1	0.906	2,252	4.0
静岡県	965.0	0.82	3,083	482.1	0.656	3,156	1.02
愛知県	2,342.0	1.56	13,500	2,415.0	0.876	16,294	1.22
三重県	151.0	0.51	2,301	1,546	0.683	2,305	2.5
滋賀県	2,164.0	0.68	144,462	2,080.9	0.511	16,290	3.1
京都府	222.0	0.68	820	1,920.1	0.642	8,124	2.22
大阪府	225.2	0.48	1,081	1,020.0	0.761	4,528	2.2
兵庫県	256.0	0.40	1,027	2,979	0.633	1,507	1.42
奈良県	154.0	0.90	816	1,823	0.626	285	1.60
和歌山県	45.0	0.31	101	75.3	0.813	813	5.22
鳥取県	176.0	0.60	1,020	1,978	0.652	2,35	9.2
島根県	70.0	0.75	875	1,017	0.739	952	1.12
山口県	450.0	0.80	1,200	836.2	0.762	6,432	3.1
大分県	236.0	0.61	1,118	2,110	0.711	1,501	0.6
宮崎県	110.2	0.40	940	2,95.3	0.532	1,944	3.6
鹿児島県	1,788.0	0.59	674	1,921	0.690	1,326	1.98
熊本県	380.0	0.59	2,362	212.9	0.553	1,950	8.7
大分県	211.0	0.86	1,875	1,608	0.562	771	4.5
宮崎県	60.0	0.55	320	105.0	0.767	1,064	3.6
鹿児島県	450.0	0.60	2,000	3,534.3	0.655	30,233	1.12
佐賀県	110.0	0.53	605	1,054.9	1,000	11,478	1.89
長崎県	100.0	0.56	550	612.3	0.442	3,737	2.2
熊本県	1,811.0	0.45	8,150	1,735.3	0.432	8,352	1.02
大分県	666.6	0.45	3,030	2,616	0.573	2,292	2.2
宮崎県	1,783.0	0.66	8,201	1,890.0	1,646	12,182	1.46
鹿児島県	5,070.0	0.50	35,350	44,976.4	0.424	18,510	2.1
總計	34,236.0	0.50	18,5967	34,1642	0.626	213,208	1.11

表 1 油燈配給公團、飼料配給公團職員數对比表
(昭和 11 年度)

油燈配給公團				飼料配給公團				合計			
本部	支部	支所	合計	本部	支所	支所	合計	本部	支所	支所	合計
北海道	61	40	101	55	17	122	122	55	9	9	9
青森県		3	3			11	11				
岩手県	29	2	30	37	12	51	51	37			
宮城県		2	2			10	10				
山形県		3	3			11	11				
福島県		2	2			13	13				
新潟県		2	2			11	11				
長野県		2	2			12	12				
岐阜県		2	2			12	12				
愛知県	163	42	205	183	48	13	13	244			
神奈川県		44	44			12	12				
静岡県		1	1			11	11				
富山県		1	1			10	10				
石川県		2	2			9	9				
福井県		1	1			10	10				
山梨県		1	1			11	11				
長野県		2	2			10	10				
愛媛県		2	2			12	12				
高知県		2	2			12	12				
滋賀県		2	2			10	10				
京都府		2	2			11	11				
奈良県		2	2			10	10				
和歌山県		2	2			12	12				
鳥取県		3	3			13	13				
島根県		1	1			15	15				
山口県		1	1			10	10				
德島県		2	2			12	12				
香川県		2	2			12	12				
愛媛県		2	2			10	10				
高知県		2	2			7	7				
熊本県		2	2			11	11				
大分県		3	3			11	11				
宮崎県		2	2			7	7				
鹿児島県		2	2			13	13				
沖縄県		3	3			7	7				
總計	163	278	1061	367	183	202	563	163	1020	55	100
平均	17%	27	52	19	100	18	27	55	100	55	100

別表 4

乙子年度外貿販賣及供出大體
日昭和23年4月
支那方面

	A 割当 kg	B 割当 kg	C 超過供出 kg	口運元油 kg	E = A + C	E/A	X%	A/B%
北海道	510,000	420,900	0	32,643	450,943	83	83	83
青森県	254,000	232,000	13,320	5,114	26,140	56	31	31
岩手県	48,000	15,000	0	0	15,500	31	31	31
宮城県	18,000	1,380	2,580	1,627	3,947	55	41	41
秋田県	4,500	1,380	1,260	1,581	4,640	147	27	27
山形県	52,000	28,500	13,480	10,611	60,881	227	53	53
福島県	156,000	134,220	38,600	15,161	154,620	350	36	36
茨城県	192,000	535,560	29,680	54,284	61,264	62	55	55
栃木県	108,000	52,980	24,920	10,441	72,909	22	49	49
群馬県	136,000	82,300	0	12,518	57,300	43	13	13
埼玉県	160,000	23,800	45,880	18,362	118,680	66	41	41
千葉県	600,000	23,800	0	10,144	13,800	12	12	12
東京都	7,600	4,000	0	3,21	6,000	63	63	63
神奈川県	216,000	163,680	122,510	52,235	296,150	137	6	6
新潟県	180,000	144,840	58,020	35,545	261,510	113	61	61
富山県	44,200	11,760	4,220	0	14,780	27	28	28
石川県	42,000	5,240	10,000	0	10,244	27	36	36
福井県	106,000	63,300	1,0	0	64,300	59	59	59
山梨県	108,000	18,660	360	2,176	10,760	10	10	10
長野県	192,000	104,200	0	14,544	164,210	55	55	55
岐阜県	304,000	214,860	33,220	6,053	240,916	83	22	22
愛知県	500,000	285,448	63,860	89,437	353,340	113	26	26
三重県	1,564,000	1,112,580	316,540	0	1,425,080	95	31	31
滋賀県	990,000	790,000	400,810	47,555	605,320	59	58	58
京都府	1,02,160	102,000	52,220	25,542	154,320	131	100	100
大阪府	132,060	92,580	145,160	16,237	102,760	82	21	21
兵庫県	144,000	92,340	25,860	17,111	110,200	82	64	64
奈良県	60,000	32,640	180	44,533	32,820	55	55	55
和歌山县	18,000	10,480	18,960	5,132	27,580	164	53	53
鳥取県	22,000	22,010	118,620	43,521	170,220	261	100	100
島根県	145,000	45,000	22,920	17,570	61,920	111	106	106
岡山県	300,000	242,700	192,380	59,183	242,580	150	83	83
広島県	124,000	80,540	229,80	38,065	158,920	149	68	68
山口県	304,000	44,664,000	44,664,000	44,664,000	44,664,000	100	100	100
徳島県	72,000	22,000	53,380	21,437	50,380	124	100	100
香川県	116,000	112,760	16,238	5,764	175,040	154	63	63
高知県	143,000	82,500	45,300	21,342	100,000	73	47	47
福井県	26,400	14,580	2,760	3,050	12,580	61	55	55
滋賀県	3,000,000	2,400,800	245,100	36,453	2,600,950	108	80	80
京都府	660,000	369,780	335,620	15,522	205,820	107	56	56
奈良県	600,000	564,240	40,380	5,202	601,620	100	94	94
和歌県	" 292,000	548,980	20,810	6,5,851	61,5,320	28	63	63
鳥取県	300,000	231,840	93,000	4,3,662	32,4,860	108	77	77
鹿児島県	1,020,000	812,160	17,700	2,7,863	825,660	81	60	60
鹿児島県	2,520,000	1,193,160	432,460	1,0,251	1,632,600	65	42	42
鹿児島県	1,610,3,600	1,2,764,580	340,780	2,2,10,497	1,6,82,7320	91%	69%	69%

備註 本表は海關統計局より算出
① Aは地方關稅課別計算

別表 3

茨城県におけるニコチン生産及供出実績枚数

昭和2年2月末現在
茨城県調査

郡市名	販賣額 万円	販賣額 万円	生産実績 万石	生産実績 万石	供出額 万石	供出額 (A)	販賣額 万石			比率(%)
							販賣額 万石	供出額 万石	供出額 万石	
名取市	150	37	113	45	53	40.7	12.8	10	12.5	30
笠橋市	850	441	644	570	367.1	286.7	62.4	--	52.4	23
岡崎市	520	260	340	650	221.0	172.6	110.0	10.5	120.5	70
一宮市	229	143	657	575	395.0	308.9	208.1	141.7	342.8	113
稲戸市	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
半田市	360	340	346	158	222.7	172.9	104.0	68.7	230.7	141
磐田市	480	480	480	670	273.6	214.4	82.4	-	82.4	38
豊川市	230	230	230	610	140.3	107.8	76.2	-	76.2	65
津島市	700	295	430	481	209.0	162.3	42.5	-	42.5	26
愛知郡	450	371	397	175	188.6	146.3	54.5	10.3	64.8	44
東春日井郡	1,210	981	1,057	496	524.8	402.6	122.7	15	124.2	30
西春日井郡	1,873	774	1,287	536	689.8	538.0	480.4	23.1	503.5	74
円羽郡(=ワ)	1,400	1,674	1,799	597	1,074.0	840.0	652.9	150.5	802.8	96
飛来郡(ハツリ)	600	-	-	-	-	-	-	-	-	-
中島郡	2,700	2,345	2,463	586	1,443.3	1,129.4	632.8	242.5	925.3	82
安部郡(アマ)	5,321	2,700	3,573	4,70	1,679.3	1,311.5	946.2	572.8	1,519.0	116
知多郡	1,736	1,374	1,541	600	924.6	723.5	400.9	366.5	767.4	166
碧海郡	5,396	3,570	4,179	600	2,506.8	1,959.6	1,502.6	491.3	1,774.9	102
幡豆郡(ハツ)	2,185	5,268	5,093	788	4,643.7	3,637.9	3,228.9	370.6	3,592.5	99
田代郡	1,070	866	940	631	577.1	464.2	301.5	67.5	362.0	79
西加茂郡	37	55	55	475	261	179.4	12.6	100	22.6	116
東加茂郡	30	22	26	420	10.1	7.2	2.0	-	2.0	22
筑波東郡(アツシドウ)	120	-	-	-	-	-	-	-	-	-
潮来郡(アツシラ)	21	66	66	6.00	39.6	30.8	-	-	-	-
笠置郡(アキ)	224	223	223	720	160.6	126.2	65.5	-	65.5	52
猿島郡	492	279	365	500	182.5	142.2	51.5	0.2	51.7	36
八石郡(マチ)	244	444	110	479	52.7	40.7	37.1	-	39.1	76
計	346,004	23,623	27,712	4,10	16,628.5	13,003.2	9,272.6	2,575.7	11,853.3	91

23年度大豆の販出割当及販出実績（昭24年4月）
 (販賣行会社別と貿易地別の集計)

販出地	販出量	割当	販出実績	供出比率
北海道	12,000	64.5%	64.5%	14.7
青森県	3,711	5.4%	0	14.8
岩手県	2,260	2.6%	2	11.6
宮城県	2,650	3.0%	1	1.5
秋田県	30	0.8%	0	2.2
山形県	4,562	5.7%	9	6.3
福島県	5,270	6.2%	9	1.7
群馬県	950	5.4%	7	5.7
栃木県	2,11	2.9%	0	—
埼玉県	1,290	1.2%	0	3.6
千葉県	1,210	3.2%	2	9.8
東京都	2,10	2.1%	2	2.6
神奈川県	60	0.5%	2	1.0
新潟県	1,50	1.6%	0	1.5
富山県	520	0.5%	0	—
石川県	6,50	7.2%	0	5.2
福井県	1,380	1.3%	3	9.6
山梨県	310	0.5%	0	2.1
長野県	430	2.5%	0	1.7
岐阜県	4,100	2.1%	3	1.7
静岡県	460	1.0%	0	2.3
愛知県	2,11	2.1%	0	2.3
三重県	1,320	2.2%	0	1.7
滋賀県	1,120	1.3%	2	1.8
奈良県	1,130	8.2%	2	7.8
大阪府	570	6.5%	6	1.5
兵庫県	20	2.8%	0	1.7
神戸市	110	1.5%	0	7.0
奈良市	440	3.0%	2	6.7
和歌山市	190	2.7%	0	1.4
鳥取県	260	1.1%	0	9.5
島根県	170	2.3%	1	1.6
広島県	1,050	1.3%	5	1.7
山口県	1,360	1.7%	6	5.0
香川県	170	1.2%	0	2.3
徳島県	350	2.9%	5	8.5
高知県	40	0.3%	0	1.6
四国地方	470	1.8%	2	1.2
福岡県	160	1.6%	2	1.6
佐賀県	160	1.2%	0	7.0
長崎県	200	1.0%	0	5.0
大分県	1,080	4.9%	3	4.7
宮崎県	920	1.0%	0	5.3
鹿児島県	320	1.5%	0	8.8
沖縄県	650	6.6%	0	1.0
その他	2,100	1.8%	3	9.0
總計	2,84300	100.0%	100.0%	100.0%

附表5 濃森に於ける昭和25年度の生産計画並に供出状況
(供出1722/早2月現在)

都 市 名	面 積	収 穫	生 産 量	供 出 量	供 出 実 繁	供 出 產 減率%
秋 田 郡	24.7	6,558	13,528	5,000	8,446.55	168.7
鳳 升 郡 (イナベ)	76.3	6,20	473.0			
三 重 郡	68.4	551	372.6	350	1,360.76	388.8
鈴 鹿 郡	102.5	238	415.4	250	246.07	28.7
河 松 郡 (カワラ)	30.6	579	183.3	300	326.65	115.6
安 潤 郡 (アリ)	33.0	688	224.2			
一 志 郡	442.6	613	910.5	800	1,274.70	134.3
飯 南 郡 (イハ)	95.9	642	616.0	800	750.58	93.8
多 葉 郡 (タケ)	100.8	406	417.0			
深 公 郡 (フクミ)	181.8	665	1,202.6	850	1,264.73	70.6
阿 山 郡 (アヤ)	120.4	409	632.0	1,100	2,248.37	206.2
多 賀 郡	147.7	680	623.3			
志 墓 郡	130.4	658	212.6	500	658.6	133.3
北 半 庫 郡	44.3	151	45.0	20	—	—
南 半 庫 郡	64.7	605	391.7	80	—	—
桑 名 市	45.5	569	25.6	10	48.1	48.1
四 日 市 市	147.3	820	1,122	30	50.82	169.8
瀬 戸 市	107.7	517	64.0	20	100.95	56.8
松 坂 市	12.1	548	670	30	98.30	52.7
宇 海 山 田 市	34.4	158	572	10	35.9	35.7
工 岐 市	28.0	655	184.1	50	257.85	51.9
城 鹿 市	71.2	526	374.3	100	162.55	162.6
計	1,464.7	1,606	8,872.2	5,800	8,854.83	152.7

「備考」 濃森省の割当たした供出目標量はシカノ8木石である。